

広島県子どもの貧困の解消に向けた対策計画

1 趣旨

子供の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子供の権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子供の貧困に対する社会の理解を促進し、地域や社会全体で課題を解決するという認識のもと、国や市町、民間企業・団体等との連携により支援に取り組む必要があります。

広島県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、令和2（2020）年に「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置付ける形で「広島県子どもの貧困対策計画」を策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するため、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題、調査の結果、今年度成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）
- (2) 根拠法令 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

3 本県の子供の生活状態

令和5（2023）年度には、県内の子供の生活実態を把握するため、「広島県子供の生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を行いました。

調査では、家庭の経済的な状況について、等価世帯収入の水準により分類したところ、本調査において「貧困」の課題を抱えていると考えられる「中央値の2分の1未満」に該当する世帯が、小学5年生世帯で9.1%、中学2年生世帯で9.5%であることが分かりました。

また、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、学校の授業がわからない子供が多い、大学への進学希望者が少ないなどの学習面への影響をはじめ、生活習慣や心理的側面にも影響があることが明らかとなりました。

4 主な取組の方向 ※【 】は、本編の参照箇所

I 教育の支援

(1) 乳幼児期の教育・保育

- ・ すべての子供に質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤形成を図るため、乳幼児教育支援センターを拠点として家庭教育支援や園・所等における教育・保育内容の充実に総合的に取り組みます。【領域I柱1（1）（2）】

(2) 地域に開かれた学校プラットフォーム

- ・ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）】
- ・ 個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ できるだけ貧困の連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、予防的支援のモデル事業の実施により構築した仕組みやノウハウ等を活用して、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保及び専門性の向上などの生徒指導体制・教育相談体制の充実、生徒のキャリア形成の支援及びこれからの職業人として必要な資質・能力の育成に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（2）（3）（4）】

(4) 教育費負担の軽減

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱2（4）】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱3（2）】

(5) 地域における学習支援等

- ・ 学習支援の場など、放課後等の子供の居場所の充実に向け、地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等に取り組みます。【領域Ⅱ柱3（6）】
- ・ ひとり親家庭の子供が、自立に必要な力を身につけられるよう、市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。【領域Ⅲ柱3（2）】

II 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠期・出産期、子供の乳幼児期における支援

- ・ できるだけ連鎖の経路の早い段階での対応を行うため、「ひろしまネウボラ」の実施市町の拡大や、支援が必要な家庭を把握した場合の関係機関との連携を強化するための効果的な仕組みの構築に取り組むとともに、福祉と教育の情報共有等により就学後も含めて子供たちを多面的・継続的に見守り・支援する市町の取組を後押しします。【領域Ⅱ柱2（1）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。また、全国的な母子保健DXの動きも注視しながら、健康診査・検査結果等の効果的な利活用や関係機関と共有する仕組みを検討するとともに、市町や医療機関等との連携を強化し、早期に適切な支援、治療、療育、フォローにつなげる体制の充実を図ります。【領域Ⅱ柱2（2）】

（2）保護者の生活支援

- ・ 市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援や、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組むとともに、0～2歳児の保育料の完全無償化などに先行的に取り組んでいる自治体への財政的支援を国に働きかけるなど、保育料の負担軽減が進むよう取り組みます。【領域Ⅱ柱4（2）】
- ・ 母子生活支援施設については、すべての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3（1）】

（3）子供の生活支援

- ・ 望ましい食事、睡眠、運動等の基本的な生活習慣づくりに取り組みます。【領域Ⅰ柱2（5）】
- ・ 食の楽しさを実感するため、家庭での共食の機会の提供に取り組むとともに、市町、地域のボランティア団体等と連携し、地域での共食の機会の増加に取り組みます。【領域Ⅰ柱2（5）】
- ・ 地域における子供・若者の居場所づくりを支援するとともに、多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。【領域Ⅱ柱3（6）】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2（1）】
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱2（2）】

（4）住宅に関する支援

- ・ 県営住宅における新婚・子育て世帯の入居の優遇措置について、SNSを活用した広報に取り組み、対象世帯の入居を促進します。【領域Ⅱ柱5（2）】

(5) 児童養護施設退所者等に関する支援

- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。【領域Ⅲ柱2 (3)】

(6) 支援体制の強化

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進するとともに、県のアドバイザー派遣による要支援者のサポートプランの作成・更新の支援、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進など、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。【領域Ⅲ柱1 (2)】
- ・ 里親が安心して子供を養育できる環境づくりや、関係機関が連携して地域で里親を支援する体制の整備、新生児里親委託の取組の推進、ショートステイや一時保護委託などにより里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組の促進などに取り組みます。【領域Ⅲ柱2 (1)】※再掲
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち、里親委託等が困難な子供については、できる限り良好な家庭的環境で生活できるよう施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。【領域Ⅲ柱2 (2)】※再掲
- ・ ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。また、収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3 (1)】※再掲
- ・ すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。【領域Ⅲ柱3 (2)】

III 保護者の就労支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

- ・ 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方など、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備を促進します。【領域Ⅱ柱4 (1)】

(2) ひとり親に対する就労支援

- ・ ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に付けられる機会を提供します。【領域Ⅲ柱3 (1)】

IV 子供のいる世帯の経済的支援

- ・ 学費負担を軽減する各種制度の広報に取り組み、利用促進を図るとともに、制度の充実に向けた検討を進めます。【領域Ⅰ柱2(4)】 ※再掲
- ・ 全国一律の経済的支援を着実に講じるとともに、更なる拡充について国に働きかけます。また、不妊治療への支援や乳幼児医療費の助成、私立高等学校等の授業料等軽減補助など、県独自の支援策を効果的に組み合せ、妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。【領域Ⅱ柱1(1)】
- ・ 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。【領域Ⅲ柱3(1)】
- ・ 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。【領域Ⅲ柱3(1)】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をSNSや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。【領域Ⅲ柱3(2)】 ※再掲

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状(R5) | 目標(R11) |
|------------|--|------------------------|------------------------|
| I 教育の支援 | 成果 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合 | 82.2% | 80.0% (R8) |
| | 成果 いじめの解消率 (公立小・中・高・特別支援学校) | 71.1% | 83.7% (R7) |
| | 成果 不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校） | 56.3% | 53.3% (R7) |
| | 成果 中途退学率（公立高等学校） | 1.2% | 0.8% (R7) |
| | 成果 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合 | 小学校：13.8% 中学校：22.2% | 小学校：10.0% 中学校：10.0% |
| | 成果 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合 | 72.5% | 82.0% |
| | 成果 将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合（高等学校） | 72.0% | 79.0% |
| | 成果 ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率 (高等学校卒業後) | 80.6% (R2～R6 平均) | 84.0% |

(注) 「成果」：本編において「成果指標」としているもの

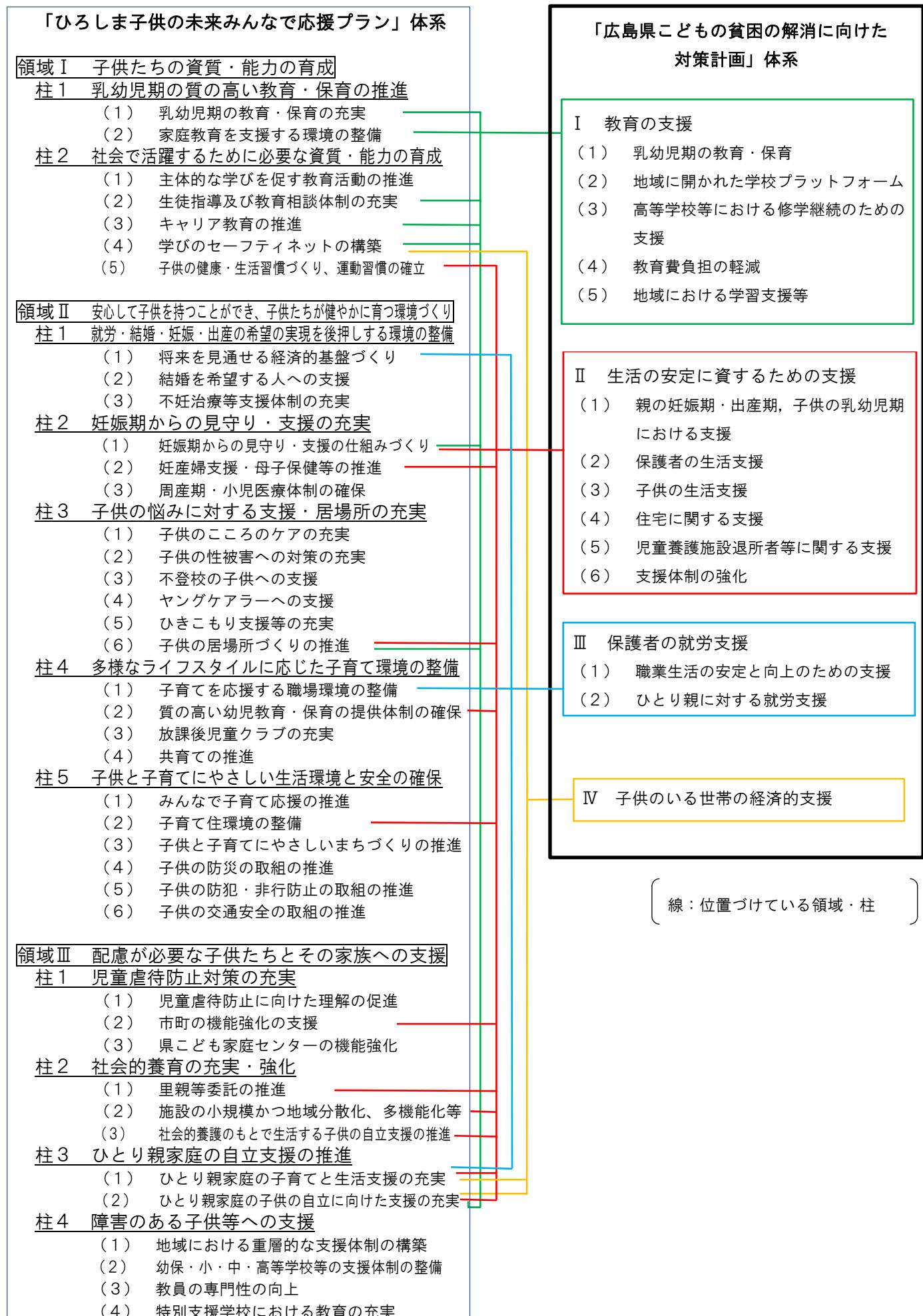
「参考」：本編において「参考指標」としているもの

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状(R5) | 目標(R11) |
|------------------|--|---|---|
| Ⅱ 生活の安定に資するための支援 | 成果 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】 | 72.5% | 82.0% |
| | 参考 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合 | 71.0% | 80.0% |
| | 参考 ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数 | 17市町 | 23市町 |
| | 参考 産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合 | 84.1% (R5 確定値) | 92.0% |
| | 成果 保育所の待機児童数（4/1 時点） | 0人 (R6.4.1) | 0人 (R11.4.1) |
| | 参考 就業保育士数 | 14,580人 (R5.10) | 13,879人 |
| | 参考 県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数 | 6,846件 | 8,031件 |
| | 参考 広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数 | 90件 | 150件 |
| | 参考 年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合 | 小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9% (R10) | 小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% (R10) |
| | 参考 子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合 | 小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0% (R10) | 小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10) |
| | 成果 県内児童（小学6年生）の朝食欠食率 | 6.4% | 4.9% |
| | 成果 県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合 | 83.6% | 85.7% |
| | 参考 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合 | 週平均 12.4回 | 現在の高水準を維持する(R11) |
| | 参考 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の減少 | 2.7% (R3) | 0% |
| | 成果 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生） | 4.8% | 2.4% (R10) |
| | 成果 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生） | 7.3% | 3.6% (R10) |
| | 参考 地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数） | 令和7（2025）年度調査予定 | 調査結果を踏まえ設定 |
| | 成果 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率 | 20.0% | 37.0% |
| | 参考 認定・登録里親数及びファミリーホーム設置か所数 | 302世帯 6か所 | 393世帯 9か所 |
| | 成果 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合 | 14.5% | 38.8% |
| | 参考 県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数（累計） | 513戸 | 633戸 |
| | 成果 社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後） | 53.1% | 68.4% |

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状(R5) | 目標(R11) |
|-----------------|---|---|--------------------------------------|
| 参考 | 児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況 | 8人 (R6) | 34人 |
| | 要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合 | — | 100% |
| | すべての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町ごども家庭センターの設置市町数 | 16市町 (R6) | 23市町 |
| III 保護者の就労支援 | 県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数 【再掲】 | 6,846件 | 8,031件 |
| | 広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数 【再掲】 | 90件 | 150件 |
| | 年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合 【再掲】 | 小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9% (R10) | 小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% |
| IV 経済的支援 | 希望の子供数を持っていない人の割合 | 31.1% | 28.0% |
| | 行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率 | 72.7% | 80.0% |
| | 養育費を受け取っている人の割合 | 28.3% (R6) | 39.9% |
| | 広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数 【再掲】 | 90件 | 150件 |
| | ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後） 【再掲】 | 80.6% (R2～R6平均) | 84.0% |



広島県子ども・若者計画

1 趣旨

子供・若者の育成支援については、平成22（2010）年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、その健やかな育成と、社会生活を円滑に営むための支援施策を推進するとされ、広島県においても「子ども・若者育成支援推進法に基づく対応方針」を策定し、支援の充実や社会環境の整備を推進してきました。

こうしたなか、依然として、不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行など困難を有する子供・若者は存在しており、さらに取組を推進していく必要があります。

法の趣旨やこれまでの取組の成果や課題、こども基本法における位置付けやこども大綱を踏まえ、「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」（以下「プラン」という。）に盛り込んで策定します。

2 計画期間・根拠法令

（1）計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

（2）根 拠 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項
広島県青少年健全育成条例第2条第1項

3 基本的な考え方

全ての子供たちが、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができるよう、子供と子育て家庭を支援するとともに、子供・若者が、社会生活を円滑に営む上で困難な状況に陥った場合でも、家庭、学校、地域などが連携、協力して支え、社会全体として困難を有する子供・若者が減少するよう、法の目的や大綱を踏まえ、次のとおり取り組みます。

- ① 法の目的にある「子ども・若者の健やかな育成」については、プランに掲げる各取組を通じ、全ての子供・若者の健やかな育ちと自立を支援します。取組にあたっては、子供・若者の成長や自立を日常生活の中で支えている地域社会における多様な主体の連携・協働や、見守り合い・支え合いを推進します。
- ② 同じく法の目的である「子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組」については、依然として、不登校、ひきこもり、ニート、非行など社会生活上の困難を抱えている子供・若者がおり、これらは相互に関連する場合もあることから、プランに掲げる各取組を通じ、関係機関の連携を促進し、早期に気づき、適切な支援につなげ、自立に向かうよう支援します。

4 取組の方向 ※【】は、本編の参照箇所

1 子供・若者の健やかな育成

子供・若者の健やかな育成については、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成や子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保など、プランの領域Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる各取組を通じ、総合的に推進します。

2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援

（1）子供のこころのケアの充実【領域Ⅱ柱3（1）】

- ・ 子供・若者世代からのこころの相談窓口に係る、相談者のニーズ把握と、ニーズに応じた相談手段の充実や、ＩＣＴを活用した効果的な広報に取り組むとともに、こどもの自殺危機に地域の関係機関が連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ・ 研修等を通じ、児童生徒の特性や背景に応じた生徒指導方法の共有や問題行動の未然防止に係る取組を充実させるなど、生徒指導に係る各学校及び各市町教育委員会の指導力を向上させます。
- ・ スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の人材を確保し、専門性の向上を図るなど、教育相談体制を充実させます。

(2) 子供の性被害への対策の充実【領域Ⅱ柱3 (2)】

- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 子供・若者が被害を抱えず、相談窓口に相談できるようにするため、デジタル技術を活用した情報発信等、性被害ワンストップセンターひろしまに関する広報啓発を強化します。
- ・ 「生命の安全教育」について、研修等で好事例を共有することや、外部講師による研修を実施するなど、取組の充実を図ります。

(3) 不登校の子供等への支援【領域Ⅱ柱3 (3)】

- ・ 校内に教育支援センター（SSR）を設置している学校の拡充や県教育支援センターと市町教育支援センターのネットワークの構築による教育支援センターの取組の充実、さらには、フリースクール等民間団体との連携などを通じ、不登校等児童生徒や保護者にとって、より身近で安心でき、個々の児童生徒に応じて学ぶことができる多様な居場所を整備することにより、学びにアクセスできない児童生徒ゼロを目指します。

(4) ヤングケアラーへの支援【領域Ⅱ柱3 (4)】

- ・ 当事者が助けを求める声をあげやすくなるよう、本人・家族への意識啓発や、ヤングケアラーへの県民理解を促進する啓発活動に取り組みます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組みます。

(5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援【領域Ⅱ柱3 (5)】

- ・ 地域の実情を踏まえたネットワークづくりを促進し、市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、広島ひきこもり相談支援センターや県立総合精神保健福祉センターと連携して、市町や関係機関との連絡協議会、従事者向けの人材育成研修を開催し、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- ・ 広島地域若者サポートステーション（若者交流館）において、引き続き、関係機関と連携し、若年無業者（ニート）の職業的自立を図るため、本人や家族への相談支援や、職場見学・作業体験・臨床心理士による相談等、きめ細かな支援に取り組みます。
- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく事業について、市町への助言や好事例の情報共有などにより、円滑な事業実施と任意事業の実施を促進します。
- ・ 子ども・若者支援協議会を活用し、保健医療、教育、福祉、雇用といった個別分野の枠を超えた情報共有や連携・協力の促進、構成団体における支援内容の充実を図る取組を推進します。

(6) 子供の居場所づくりの推進【領域Ⅱ柱3 (6)】

- ・ 地域の資源や子供・若者のニーズを把握するとともに、立ち上げ・運営に係る補助、地域のネットワークづくり支援等により、地域における子供・若者の居場所づくり・運営を支援します。
- ・ 多様な居場所の情報を可視化し、子供・若者自身が居場所の存在を認識できる環境整備を進めます。

(7) 非行防止・立ち直り支援 【領域Ⅱ柱5（5）】【領域Ⅲ柱2（3）】

- ・ チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモポリスなど、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信します。
- ・ 学校等における犯罪防止教室の開催等を通じて、子供の防犯意識を高め、犯罪被害から守る取組を強化するとともに、加害者にもならないための規範意識を醸成します。
- ・ 学校や地域との連携強化により、子供に対し、社会生活におけるマナーとルールを守るという規範意識の醸成を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、広島県青少年健全育成条例を適正に運用するとともに、性被害の未然防止に繋がるよう、広報啓発を実施します。
- ・ フィルタリングの利用促進など、インターネットの適正な利用について、子供の発達段階に応じた啓発活動を実施するとともに、関係機関・団体と連携し、保護者や青少年活動に携わる人等に対する広報啓発を実施します。
- ・ 広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査や関係機関と連携した広報・啓発の実施により、有害環境の改善等、子供を取り巻く社会環境の整備を図ります。
- ・ 少年サポートセンターを中心とした相談受理や立ち直り支援活動を推進します。
- ・ 少年院や保護観察所などと連携し、少年院出院者、保護観察処分少年に、復学・進学に関する情報として、高等学校等における授業料等支援制度、定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。
- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状(R5) | 目標(R11) |
|------------|---|---------------------------|--------------------|
| (1) (2) | 成果 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生） | 4.8% | 2.4% (R10) |
| (5) (6) | 成果 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生） | 7.3% | 3.6% (R10) |
| (1) | 参考 「こころのライン相談@広島県」の若年層（40歳未満）相談件数 | 1,921人/年 (R3) | 3,700人以上/年 (R9) |
| | 参考 いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校） | 71.1% | 83.7% (R7) |
| (2) | 参考 子供の性被害者数（児童買春・児童ポルノ禁止法事犯、児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計） | 84人 | 前年比減 |
| | 参考 「性被害ワントップセンターひろしま」を知っている人の割合 | 13.7% | 19% |
| (3) | 成果 不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校） | 56.3% | 53.3% (R7) |
| (4) | 成果 ヤングケアラーについて知っている人の割合 | 37.0% (R6) | 70.0% |
| | 参考 ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数） | 13市町 | 23市町 |
| (5) | 参考 若者交流館利用者の就職等決定者数 | 176人 | 160人 |
| (6) | 参考 地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目指して創られた場所の数） | 令和7（2025）年度調査予定 | 調査結果を踏まえ設定 |
| (7) | 成果 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合 | 76.3% | 80.0% |
| | 参考 刑法犯認知件数（全体） | 14,188件 | — |
| | 参考 刑法犯少年の再犯者率（触法少年を含む） | 20.7% (令和2年から令和5年の平均値) | — |
| | 参考 フィルタリング利用率（スマートフォン） | 30.5% | 50.0% |
| | 成果 社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後） | 53.1% | 68.4% |
| | 参考 児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況 | 8人 | 34人 |

(注) 「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域I 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域II 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育への推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

広島県子ども・若者計画 体系

1 子供・若者の健やかな育成

- 2 社会生活を円滑に営むことが困難な子供・若者の支援**
- (1) 子供の心のケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供等への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもりの子供・若者、若年無業者（ニート）への支援
- (6) 子供の居場所づくりの推進
- (7) 非行防止・立ち直り支援

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

教育・保育の量の見込みと確保方策（教育・保育の需給計画）

1 趣旨

子供・子育て支援については、「子供の最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子供の視点に立ち、子供の生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このことを踏まえ、全ての子供に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることにより、一人ひとりの子供の健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

そのため、市町は、子供・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、管内における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保及びその実施時期等（以下、「教育・保育の需給計画」という。）を定めています。

本県では、市町が作成した教育・保育の需給計画を設定区域ごとに集計し、県全体における教育・保育の需給計画を策定します。

2 計画期間・根拠法令

- (1) 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間
- (2) 根拠法令 子ども・子育て支援法第62条第2項

3 取組の方向 ※領域Ⅱ 柱4（2）参照

市町の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育需要に応じた支援を行うとともに、多様化していく保育ニーズに対応できる保育環境の整備に取り組みます。

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状 | 目標(R11) |
|----|-------------------|---------------------|---------|
| 成果 | 保育所の待機児童数（4/1 時点） | 0人 (R6. 4. 1) | 0人 |
| 参考 | 就業保育士数 | 14,580人 (R5. 10) | 13,879人 |
| 参考 | 認定こども園の設置数 | 263施設 (R6. 4) | 307施設 |

(注) 「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 区域の設定

県区域として、市町を単位とした23区域を設定し、区域ごとの教育・保育の量の見込みに応じた確保方策を実施します。

(2) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、計画的な移行・整備を進めます。

県が行う認定・認可については、市町が計画している確保方策に基づき行うこととし、幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整に係る「量の見込みに県が定める数を加えた数」は、各区域で設定している確保方策の数値とします。

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

| 年度 | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|-------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 区域 | 区分 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |
| | | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 |
| 広島県 | 量の見込み | 18,827 | 37,420 | 25,925 | 17,999 | 36,919 | 25,407 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 30,967 | 43,079 | 27,407 | 30,260 | 43,137 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 7 | 247 | 2,243 | 7 | 247 |
| 2,287 | | | | | | | |

＜各市町の見込みと確保方策＞

| 年度 | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|----------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 区域 | 区分 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 |
| | | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 |
| 1 広島市 | 量の見込み | 9,124 | 16,602 | 11,147 | 8,675 | 16,305 | 10,695 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 17,315 | 18,046 | 11,728 | 17,315 | 17,952 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 1,025 | 0 | 1,025 |
| 2 呉市 | 量の見込み | 932 | 1,652 | 1,129 | 881 | 1,567 | 1,095 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 950 | 1,670 | 1,165 | 900 | 1,580 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 2 | 5 | 35 | 2 | 35 |
| 3 竹原市 | 量の見込み | 68 | 237 | 151 | 62 | 216 | 144 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 94 | 274 | 159 | 92 | 268 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 4 三原市 | 量の見込み | 633 | 765 | 678 | 584 | 740 | 663 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 990 | 1,205 | 918 | 990 | 1,205 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 90 | 0 | 90 |
| 5 尾道市 | 量の見込み | 648 | 1,452 | 1,027 | 539 | 1,428 | 977 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 1,705 | 1,676 | 1,015 | 1,435 | 1,689 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 55 | 70 | 0 | 70 |
| 6 福山市 | 量の見込み | 3,064 | 6,954 | 5,146 | 3,025 | 6,865 | 5,126 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 4,212 | 7,720 | 5,148 | 4,038 | 7,829 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 431 | 0 | 425 |
| 7 府中市 | 量の見込み | 81 | 399 | 312 | 79 | 358 | 299 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 87 | 767 | 331 | 99 | 755 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 12 | 0 | 12 |
| 8 三次市 | 量の見込み | 94 | 856 | 661 | 89 | 810 | 637 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 154 | 1,396 | 666 | 154 | 1,396 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 69 | 113 | 0 | 113 |
| 9 庄原市 | 量の見込み | 68 | 409 | 284 | 73 | 394 | 275 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 210 | 856 | 395 | 210 | 856 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 9 | 37 | 0 | 37 |
| 10 大竹市 | 量の見込み | 141 | 209 | 183 | 130 | 206 | 181 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 160 | 381 | 252 | 160 | 381 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 3 | 39 | 0 | 39 |
| 11 東広島市 | 量の見込み | 1,447 | 3,248 | 1,836 | 1,507 | 3,479 | 1,966 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 1,782 | 3,728 | 2,149 | 1,717 | 3,822 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 76 | 205 | 0 | 255 |
| 12 廿日市市 | 量の見込み | 874 | 1,899 | 1,294 | 803 | 1,871 | 1,286 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 1,103 | 2,230 | 1,268 | 1,103 | 2,230 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 4 | 95 | 0 | 95 |
| 13 安芸高田市 | 量の見込み | 61 | 298 | 209 | 57 | 276 | 205 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 202 | 412 | 261 | 202 | 412 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 14 江田島市 | 量の見込み | 34 | 176 | 86 | 32 | 162 | 82 |
| | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 103 | 308 | 199 | 103 | 308 |
| | | 特定地域型保育事業等 | 5 | 10 | 3 | 5 | 3 |

【教育・保育の量の見込みと確保方策】

| 令和9年度 | | | 令和10年度 | | | 令和11年度 | | | 広島県 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | |
| 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | |
| 17,269 | 35,987 | 25,321 | 16,636 | 34,998 | 25,178 | 16,102 | 34,122 | 25,122 | |
| 29,610 | 43,165 | 27,889 | 29,523 | 43,134 | 27,893 | 29,477 | 43,045 | 27,914 | |
| 7 | 247 | 2,300 | 7 | 247 | 2,300 | 7 | 247 | 2,300 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

＜各市町の見込みと確保方策＞

| 令和9年度 | | | 令和10年度 | | | 令和11年度 | | | 区域 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | |
| 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 広島市 |
| 8,291 | 15,641 | 10,480 | 7,940 | 14,975 | 10,349 | 7,603 | 14,356 | 10,310 | |
| 17,315 | 17,952 | 11,704 | 17,315 | 17,952 | 11,704 | 17,315 | 17,952 | 11,704 | |
| 0 | 0 | 1,025 | 0 | 0 | 1,025 | 0 | 0 | 1,025 | |
| 804 | 1,428 | 1,149 | 798 | 1,415 | 1,119 | 779 | 1,379 | 1,093 | |
| 830 | 1,450 | 1,205 | 820 | 1,450 | 1,165 | 800 | 1,400 | 1,165 | |
| 2 | 5 | 35 | 2 | 5 | 35 | 2 | 5 | 35 | |
| 60 | 208 | 140 | 56 | 196 | 136 | 56 | 195 | 131 | |
| 79 | 248 | 158 | 76 | 242 | 156 | 75 | 240 | 154 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 544 | 703 | 653 | 519 | 679 | 636 | 518 | 664 | 621 | 三原市 |
| 990 | 1,205 | 918 | 990 | 1,205 | 918 | 990 | 1,205 | 918 | |
| 0 | 0 | 90 | 0 | 0 | 90 | 0 | 0 | 90 | |
| 452 | 1,337 | 980 | 376 | 1,249 | 976 | 318 | 1,188 | 978 | |
| 1,425 | 1,699 | 1,027 | 1,415 | 1,709 | 1,027 | 1,405 | 1,719 | 1,027 | |
| 0 | 55 | 70 | 0 | 55 | 70 | 0 | 55 | 70 | |
| 2,986 | 6,776 | 5,104 | 2,946 | 6,686 | 5,082 | 2,907 | 6,597 | 5,060 | |
| 3,994 | 7,775 | 5,187 | 3,969 | 7,730 | 5,177 | 3,967 | 7,723 | 5,174 | |
| 0 | 0 | 419 | 0 | 0 | 419 | 0 | 0 | 419 | |
| 79 | 340 | 285 | 77 | 334 | 272 | 74 | 317 | 261 | 府中市 |
| 104 | 685 | 331 | 104 | 685 | 331 | 95 | 679 | 346 | |
| 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 | 0 | 0 | 12 | |
| 86 | 788 | 631 | 83 | 761 | 621 | 80 | 734 | 611 | |
| 154 | 1,396 | 666 | 154 | 1,396 | 666 | 154 | 1,396 | 666 | |
| 0 | 69 | 113 | 0 | 69 | 113 | 0 | 69 | 113 | |
| 71 | 356 | 288 | 74 | 342 | 285 | 77 | 329 | 283 | |
| 210 | 856 | 395 | 210 | 856 | 395 | 210 | 856 | 395 | |
| 0 | 9 | 37 | 0 | 9 | 37 | 0 | 9 | 37 | |
| 119 | 204 | 181 | 108 | 201 | 179 | 97 | 198 | 179 | 江田島市 |
| 160 | 381 | 252 | 160 | 381 | 252 | 160 | 381 | 252 | |
| 0 | 3 | 39 | 0 | 3 | 39 | 0 | 3 | 39 | |
| 1,571 | 3,730 | 2,052 | 1,568 | 3,758 | 2,137 | 1,584 | 3,853 | 2,238 | |
| 1,722 | 3,912 | 2,358 | 1,717 | 3,950 | 2,388 | 1,717 | 4,000 | 2,406 | |
| 0 | 76 | 274 | 0 | 76 | 274 | 0 | 76 | 274 | |
| 734 | 1,874 | 1,288 | 674 | 1,889 | 1,307 | 616 | 1,853 | 1,298 | |
| 776 | 2,416 | 1,381 | 776 | 2,416 | 1,381 | 776 | 2,336 | 1,348 | |
| 0 | 4 | 95 | 0 | 4 | 95 | 0 | 4 | 95 | |
| 55 | 269 | 203 | 52 | 256 | 199 | 51 | 252 | 195 | 安芸高田市 |
| 202 | 412 | 261 | 202 | 412 | 261 | 202 | 412 | 261 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 31 | 149 | 78 | 30 | 137 | 74 | 29 | 126 | 70 | |
| 103 | 308 | 199 | 103 | 308 | 199 | 103 | 308 | 199 | |
| 5 | 10 | 3 | 5 | 10 | 3 | 5 | 10 | 3 | 廿日市 |

| 年度 | | | 令和7年度 | | | 令和8年度 | | |
|----|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|
| 区域 | 区分 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | |
| | | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | |
| 15 | 府中町 | 量の見込み | | 790 | 653 | 557 | 752 | 622 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 790 | 637 | 472 | 752 | 606 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 16 | 85 | 0 | 16 |
| 16 | 海田町 | 量の見込み | | 420 | 460 | 450 | 380 | 490 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 692 | 436 | 423 | 572 | 511 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 17 | 熊野町 | 量の見込み | | 173 | 328 | 312 | 161 | 326 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 161 | 312 | 225 | 161 | 312 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 坂町 | 量の見込み | | 41 | 241 | 123 | 42 | 245 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 45 | 265 | 130 | 45 | 265 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 19 | 安芸太 田町 | 量の見込み | | 2 | 43 | 24 | 2 | 39 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 14 | 90 | 55 | 14 | 90 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 北広島町 | 量の見込み | | 68 | 209 | 126 | 68 | 215 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 76 | 217 | 142 | 76 | 217 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 21 | 大崎上 島町 | 量の見込み | | 35 | 45 | 25 | 33 | 45 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 55 | 45 | 30 | 55 | 45 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 世羅町 | 量の見込み | | 19 | 210 | 110 | 15 | 188 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 42 | 240 | 144 | 42 | 240 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 23 | 神石高 原町 | 量の見込み | | 10 | 75 | 55 | 10 | 72 |
| | | 確保 方策 | 特定教育・保育施設等 | 25 | 168 | 132 | 25 | 168 |
| | | 特定地域型保育事業等 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(施設型給付費等の支給を受ける子供の認定区分

1号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、次号以外のもの

2号認定：満3歳以上の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

3号認定：満3歳未満の小学校就学前子供であって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

※当該表においては、2号認定のうち教育を希望するものについては、1号認定に含めている。

| 令和9年度 | | | 令和10年度 | | | 令和11年度 | | | 区域 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | 1号認定 | 2号認定 | 3号認定 | |
| 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | 満3歳以上 教育認定 | 満3歳以上 保育認定 | 満3歳未満 保育認定 | |
| 728 | 602 | 566 | 694 | 574 | 572 | 690 | 570 | 568 | 府中町 |
| 728 | 586 | 481 | 694 | 558 | 487 | 690 | 554 | 483 | |
| 0 | 16 | 85 | 0 | 16 | 85 | 0 | 16 | 85 | |
| 350 | 520 | 470 | 350 | 520 | 470 | 350 | 520 | 470 | |
| 412 | 535 | 468 | 412 | 535 | 468 | 412 | 535 | 468 | 海田町 |
| 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | |
| 149 | 324 | 307 | 139 | 322 | 311 | 129 | 320 | 313 | |
| 149 | 324 | 265 | 149 | 324 | 285 | 149 | 324 | 315 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 熊野町 |
| 38 | 222 | 125 | 37 | 218 | 123 | 36 | 209 | 120 | |
| 45 | 265 | 130 | 45 | 265 | 130 | 45 | 265 | 130 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 | 32 | 29 | 2 | 32 | 27 | 2 | 32 | 24 | |
| 14 | 90 | 55 | 14 | 90 | 55 | 14 | 90 | 55 | 安芸太 田町 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 67 | 210 | 114 | 62 | 192 | 109 | 58 | 178 | 107 | |
| 76 | 217 | 142 | 76 | 217 | 142 | 76 | 217 | 142 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 大崎上 島町 |
| 32 | 43 | 30 | 31 | 41 | 30 | 30 | 40 | 30 | |
| 55 | 45 | 30 | 55 | 45 | 30 | 55 | 45 | 30 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12 | 170 | 109 | 11 | 159 | 105 | 10 | 155 | 104 | 世羅町 |
| 42 | 240 | 144 | 42 | 240 | 144 | 42 | 240 | 144 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 8 | 61 | 59 | 9 | 62 | 59 | 8 | 57 | 58 | |
| 25 | 168 | 132 | 25 | 168 | 132 | 25 | 168 | 132 | 神石高 原町 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- #### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育への推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

教育・保育の量の見込みと確保方策
(教育・保育の需給計画)

※線は位置付けている柱・要素

広島県社会的養育推進計画

1 趣旨

児童虐待を受けた子供や様々な理由により家族と共に生活することが困難な子供など社会的養育を必要とする子供たちについて、平成28（2016）年改正児童福祉法の理念に基づく、子供の権利擁護や家庭養育優先原則を徹底し、子供の最善の利益を実現するため、令和2（2020）年3月に「広島県社会的養育推進計画」を策定し、児童虐待防止や社会的養育に関する施策の推進に取り組んできました。

今回、この計画の前期期間が終了することから、令和4（2022）年改正児童福祉法により、子供に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、子供の権利の擁護が図られた所要の措置を講ずる内容の改正が行われたこと等を踏まえ、新たな「広島県社会的養育推進計画」を策定します。

2 計画期間・根拠法令

（1）計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

（2）根拠 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知）

3 取組の方向 ※【】は、本編の参照箇所

（1）当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）【領域Ⅲ柱2（3）】

- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

（2）市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【領域Ⅲ柱1（2）】【領域Ⅱ柱3（4）】

- ・ 市町において、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を適切に実施できるよう、市町こども家庭センターの設置を促進します。
- ・ 市町こども家庭センターが、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関を担い、県こども家庭センター（児童相談所）や児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、医療・教育・福祉・司法等の関係機関等とネットワークを構築し、支援を行うなど、地域全体での支援体制を強化します。
- ・ 県のアドバイザー派遣により、要支援者の支援方針となるサポートプランの作成・更新を支援するとともに、市町こども家庭センターに従事する職員等の専門性向上のための研修の充実や、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用促進などにより、市町の在宅支援機能の強化に取り組みます。
- ・ 見過ごされがちなヤングケアラーの存在が確実に認知され、適切な支援に結び付けられるよう、学校関係者や福祉関係者等への研修等を通じて、課題の早期発見と対応力の向上を図ります。
- ・ 本人・家族がその意向や希望に応じた支援等を受けられるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、関係機関の役割分担を整理し、関係者間での情報共有と緊密な連携等を図る体制づくりが進むよう市町支援に取り組みます。

（3）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【領域Ⅱ柱2（2）】

- ・ 「ひろしまネウボラ」や市町母子保健担当課を通して、妊産婦や乳幼児が健康診査を確実に受診するよう働きかけるとともに、未受診者の把握や受診勧奨を市町が児童虐待部門と連携して取り組む体制の構築を促進します。
- ・ 産後ケア施設の広域利用や整備促進、アウトリーチ型ケアの充実等により、産後ケア事業の提供体制を強化するなど、産前・産後の妊産婦への支援体制の充実に取り組みます。

(4) 一時保護改革に向けた取組【領域Ⅲ柱1（3）】【領域Ⅲ柱2（3）】

- ・ 圏域や地域の児童人口に配慮して、児童養護施設等による一時保護専用施設の設置を推進し、開放的環境において保護することが適当な子供の一時保護に対応します。
- ・ 里親等委託、施設入所や一時保護の決定時等の子供への意見聴取、子供の意見表明権や自らの出自、生い立ちを知る権利の保障等、社会的養護のもとで生活している子供の権利擁護を推進します。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組【領域Ⅲ柱2（1）】【領域Ⅲ柱1（3）】

- ・ 里親制度の更なる普及・啓発を図り、新たな里親を確保するとともに、里親や里親のもとで養育されている子供に対する地域の理解を促進して、里親が安心して子供を養育できる環境づくりを進めます。
- ・ 委託前・委託後の里親に対する研修を充実し、里親の養育力の向上や里親と子供との愛着関係の形成を支援します。
- ・ 里親支援センターの設置を促進し、乳児院や児童養護施設等とも協働して里親等委託を推進するとともに、要対協を必要に応じて活用しながら、県こども家庭センター、市町、関係機関等が連携して、地域で里親を支援する体制を整えます。
- ・ 新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって実親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネンシー保障を重視した支援を行います。
- ・ ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を預かる取組を増やし、里親が地域の要支援家庭への支援を行う取組を促進します。
- ・ 増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの支所を開設します。

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

【領域Ⅲ柱2（2）】

- ・ 特別の支援を要する子供への支援を充実させるため、研修等による職員の専門性の強化を図るとともに、県立広島学園を含む県内施設の連携体制を構築します。
- ・ 社会的養護が必要な子供のうち里親等委託が困難な子供については、出来る限り良好な家庭的環境で生活できるよう、施設と連携しながら、施設の小規模かつ地域分散化に取り組みます。
- ・ 児童養護施設等の多機能化を図り、子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されるよう、市町と連携して取り組みます。
- ・ 母子生活支援施設については、全ての市町が、施設を活用した支援の実例やその効果を把握することによって、必要に応じて速やかに入所決定できるよう、入所による好事例や他市町の入所の判断基準の共有等に取り組みます。

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【領域Ⅲ柱2（3）】

- ・ 社会的養護経験者等の実情を把握し、必要な支援策を検討していきます。
- ・ 自立援助ホームや社会的養護自立支援拠点事業所のほか、児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業を活用し、社会的養護のもとで生活していた子供の生活、就学・就労について支援します。

(8) 県こども家庭センターの強化等に向けた取組【領域Ⅲ柱1(3)】

- ・児童虐待への対応体制や対応力など市町の児童虐待に対する機能強化を支援し、県との適切な役割分担と連携により、県全体としての児童虐待への対応体制づくりを進めます。
- ・増加する児童虐待相談への対応や家庭養育優先原則を踏まえた支援の推進に向け、業務の効率化や組織体制の見直し等により、県こども家庭センターの更なる専門性の強化に取り組むとともに、よりきめ細かに対応するため、西部こども家庭センター及び東部こども家庭センターの支所を開設します。
- ・専門性の高い相談援助業務を行うため、児童福祉司や児童心理司等の専門職を計画的に確保するとともに、研修や適切なジョブローテにより育成を図ります。

(9) 障害児入所施設における支援【領域Ⅲ柱4】

- ・障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、家庭的な養育環境の確保に努めるとともに、小規模なグループケア等により、できる限り良好な家庭的な環境の中で質の高い支援の提供に取り組みます。

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状 | 目標(R11) |
|----|--|------------------|----------|
| 成果 | 要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合 | 令和7年度 調査予定 | 100% |
| 参考 | 全ての子供や妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数 | 16市町 (R6) | 23市町 |
| 成果 | ヤングケアラーについて知っている人の割合 | 37.0% (R6) | 70.0% |
| 参考 | ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数） | 13市町 (R5) | 23市町 |
| 成果 | 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合 | 72.5% (R5) | 82.0% |
| 参考 | 産婦健康診査（1回目）受診率 | 91.1% (R5) | 100% |
| 参考 | 産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受ける事ができた者の割合 | 84.1% (R5) | 92.0% |
| 成果 | 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 | 0人 (R5) | 0人 |
| 成果 | 児童虐待により長期の親子分離が必要なケース | 69件 (R2～R5平均) | 57件 |
| 参考 | 開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数（定員） | 2か所(12人) (R6) | 4か所(24人) |
| 成果 | 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率 | 20.0% (R5) | 37.0% |
| 参考 | 認定・登録里親数およびファミリーホーム設置か所数 | 302世帯6か所 (R5) | 393世帯9か所 |
| 参考 | 里親マッチング率（里親委託児童数／里親数） | 35.1% (R5) | 44.3% |
| 成果 | 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合 | 14.5% (R5) | 38.8% |
| 成果 | 社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後） | 53.1% (R5) | 68.4% |
| 参考 | 児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況 | 8人 (R6) | 34人 |

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

4 代替養育を必要とする子供数の見込み

(1) 代替養育を必要とする子供数（年齢区分別）

| | 推計人口（0-19歳） | 代替養育が必要となる割合 | 代替養育を必要とする子供数 | | | 学童期以降 |
|-----------|-------------|--------------|---------------|---------|----|-------|
| | | | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | | |
| 現状（令和6年度） | 451,367 | 0.163 | 733 | 44 | 89 | 600 |
| 令和7年度 | 443,146 | 0.163 | 723 | 43 | 88 | 592 |
| 令和8年度 | 435,614 | 0.163 | 711 | 43 | 87 | 581 |
| 令和9年度 | 428,082 | 0.163 | 698 | 43 | 87 | 568 |
| 令和10年度 | 420,551 | 0.163 | 686 | 43 | 86 | 557 |
| 令和11年度 | 413,019 | 0.163 | 670 | 43 | 84 | 543 |

(2) 代替養育を必要とする子供数（施設等別）

| | 児童養護施設・乳児院 | 里親・ファミリーホーム | | その他の施設等 | 計 |
|-----------|------------|-------------|-------------|---------|----|
| | | グループホーム | 里親・ファミリーホーム | | |
| 現状（令和6年度） | 511 | 70 | 140 | 140 | 82 |
| 令和7年度 | 492 | 75 | 149 | 149 | 82 |
| 令和8年度 | 469 | 90 | 162 | 162 | 80 |
| 令和9年度 | 444 | 110 | 175 | 175 | 79 |
| 令和10年度 | 417 | 120 | 193 | 193 | 76 |
| 令和11年度 | 374 | 145 | 220 | 220 | 76 |

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性がある。

(3) 里親等委託が必要な子供の割合

| | 里親等委託が必要な子供の割合 | | | |
|-----------|----------------|-------|---------|-------|
| | | 3歳未満 | 3歳以上就学前 | 学童期以降 |
| 現状（令和6年度） | 21.5% | 31.8% | 25.8% | 19.9% |
| 令和7年度 | 23.2% | 33.3% | 28.1% | 21.6% |
| 令和8年度 | 25.7% | 38.6% | 29.5% | 23.8% |
| 令和9年度 | 28.3% | 48.8% | 30.7% | 26.0% |
| 令和10年度 | 31.6% | 54.5% | 36.0% | 28.8% |
| 令和11年度 | 37.0% | 62.8% | 45.2% | 32.8% |

※その他の施設等を除く。

※広島市分集計中のため、今後変更の可能性がある。

5 事業の進捗を確認するための指標等

(1) 当事者である子供の権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|-------------------------|-----|---------------|----|----|-----|-----|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 子供の権利や権利擁護の手段に関する啓発や研修等 | | | | | | |
| 子供対象 | | | | | | |
| 実施回数 | 全児童 | 措置時に全児童に対して実施 | | | | |
| 受講者数 | | | | | | |

(2) 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|-----------------|----|----|----|----|-----|-----|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 市町こども家庭センターの設置数 | 16 | 19 | 21 | 23 | 23 | 23 |

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|-------------------|----|----|----|----|-----|-----|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(4) 一時保護改革に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 一時保護施設の定員数 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| 一時保護専用施設の確保数（定員） | 2(12) | 2(12) | 2(12) | 4(24) | 4(24) | 4(24) |
| 第三者評価を実施している一時保護施設数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパーマネンシー保障に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|--|------------|------|------|------|------|------|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 里親登録（認定）数 | | | | | | |
| 養育里親等 | 302 (R5) | 332 | 347 | 362 | 377 | 393 |
| 里親等稼働率 ※稼働率＝委託児童数／（里親登録数×平均受託児童数＋ファミリーホーム定員数） | 27.0% (R5) | 27.4 | 28.3 | 29.4 | 30.9 | 33.9 |
| ファミリーホーム数 | 6 (R5) | 6 | 7 | 7 | 8 | 9 |
| 里親支援センターの設置数 | 0 | 0 | 2 | 3 | 4 | 5 |

(6) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|-----------------------------|------------|----|----|-----|-----|-----|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 小規模かつ地域分散化した施設 | | | | | | |
| 施設数 | 14 (R5) | 15 | 18 | 22 | 24 | 29 |
| 入所児童数 | 78 (R5) | 75 | 90 | 110 | 120 | 145 |
| 児童家庭支援センターの設置施設数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 里親支援センターの設置数（再掲） | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 4 |
| 里親養育包括支援（フォースターリング）事業の実施施設数 | 3 | 3 | 4 | 2 | 1 | 0 |

(7) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|-------------------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み（推計） | 78 (R5) | 76 | 74 | 72 | 70 | 68 |
| 児童自立生活援助事業の実施箇所数（入居人数） | | | | | | |
| I型 | 8(40) | 8(40) | 8(40) | 8(40) | 8(40) | 8(40) |
| II型 | 2(2) | 4(8) | 6(12) | 8(16) | 10(20) | 12(24) |
| III型 | 5(6) | 10(10) | 10(10) | 10(10) | 10(10) | 10(10) |

(8) 県こども家庭センターの強化等に向けた取組

| 指標 | 現状 | 目標 | | | | |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 児童相談所の管轄人口の推移 | | | | | | |
| 県西部こども家庭センター | 720,439 | 488,133 | 482,849 | 477,564 | 472,280 | 466,995 |
| R7～東広島支所 | — | 225,419 | 224,566 | 223,713 | 222,861 | 222,008 |
| 県東部こども家庭センター | 713,786 | 485,249 | 482,484 | 479,719 | 476,955 | 474,190 |
| R7～三原支所 | — | 220,782 | 217,924 | 215,066 | 212,208 | 209,350 |
| 県北部こども家庭センター | 102,593 | 101,303 | 99,771 | 98,240 | 96,708 | 95,177 |
| 第三者評価を実施している児童相談所数 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
 - (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- #### 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育ての推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県社会的養育推進計画」体系

- 1 当事者である子供の権利擁護の取組
(意見聴取・意見表明等支援等)
- 2 市町の子供家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 3 支援を必要とする妊娠婦等の支援に向けた取組
- 4 一時保護改革に向けた取組
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組・代替養育を必要とする子供のパートナーシー保障に向けた取組
- 6 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 7 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 8 県こども家庭センターの強化等に向けた取組
- 9 障害児入所施設における支援

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

広島県ひとり親家庭等自立促進計画

1 趣旨

ひとり親家庭の多くは、一人で仕事と子育ての両方を担うため、頼れる存在がない家庭や経済的に困窮している家庭の割合が高くなっています。このような状況の中で、ひとり親家庭の子供は、心理的な課題を抱えたり、経済的な理由で将来の選択肢を自ら狭めている割合が高いなど、困難な状況にあります。

このような中、令和2（2020）年3月には国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が改定され、母子・父子自立支援員等の専門性の向上による相談体制の強化や子どもの生活指導や学力向上に向けた支援の拡充など、ひとり親家庭とひとり親家庭で育つ子供への支援体制の強化が図られています。

広島県では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、「ひろしま子供の未来応援プラン」に位置づける形で「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭の子供が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、施策を総合的に推進してきました。

今回、この計画期間が終了することから、これまでの取組の成果や課題を検証し、「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」を改定します。

2 計画期間・根拠法令

（1）計画期間 令和7（2025）年度～令和11（2029）年度（5年間）

（2）根拠法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条

3 取組の方向 ※【】は、本編の参照箇所

（1）ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実【領域Ⅲ柱3（1）】

- ひとり親家庭が地域で孤立しないよう、市町や支援団体などによるネットワークづくりを促進し、市町のひとり親家庭支援担当部署につながった相談者について、継続的にフォローできるよう市町とセンターの連携を強化します。
- 収入が不足するひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当や母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援を実施するほか、ひとり親家庭に低収入の家庭が多い要因について、センターでの就業に関する相談内容などから分析し、支援の充実につなげます。
- ひとり親家庭が相談したい時にいつでも相談できるよう、センターでは、夜間・土日の電話相談やA IやS N S等のI C Tを活用した相談体制の充実に取り組みます。
- 離婚等を理由とするひとり親家庭が、養育費や面会交流の必要性や意義を理解し、取り決め方法を確実に学ぶことができるよう、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- ひとり親が、希望する就業に向けた力をつけられるよう、センターによる基礎的なマナー講座のほか、職業訓練など、より実践的なスキルを身に着けられる機会を提供します。

（2）ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実【領域Ⅲ柱3（2）】

- すべての子育て家庭と継続的に関わるネウボラ拠点との情報連携の強化や、ひとり親家庭等の子供が気軽に立ち寄ることができる安心安全な居場所の設置の促進などにより、支援が必要な子供を早期に発見し、市町のこども家庭センターや学校などと連携して支援する体制の構築に取り組みます。
- 市町が生活指導や学習支援などを実施するために必要な個別学習支援員の配置や実施スペースの確保に係る費用等を支援します。
- 母子父子寡婦福祉資金貸付等により修学に係る費用の貸付を行うとともに、高校生等奨学給付金制度等、各種の進学に向けた支援情報をS N Sや学習支援の場など地域の居場所等を活用して発信します。

【関係する成果指標等】

| 種別 | 指標 | 現状 | 目標 (R11) |
|----|---|--|---|
| 成果 | 養育費を受け取っている人の割合 | 28.3% (R6) | 39.9% |
| 成果 | 面会交流を実施している人の割合 | 34.7% (R6) | 49.8% |
| 参考 | 県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費などの生活一般にかかる相談件数 | 6,846件 (R5) | 8,031件 |
| 参考 | 広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数 | 90件 (R5) | 150件 |
| 参考 | 年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合 | 小5の子供のいる世帯：47.6% 中2の子供のいる世帯：46.9% (R5) | 小5の子供のいる世帯：37.0% 中2の子供のいる世帯：36.4% (R10) |
| 参考 | 子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合 | 小5の保護者：5.1% 中2の保護者：10.0% (R5) | 小5の保護者：3.9% 中2の保護者：6.7% (R10) |
| 成果 | ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後） | 80.6% (R2～R6平均) | 84.0% |
| 参考 | ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数 | 6市 (R5) | 23市町 |

(注)「成果」：本編において「成果指標」としているもの

「参考」：本編において「参考指標」としているもの

広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査結果 (R6 (2024) 年県実施)

1 相談窓口等の認知度と利用状況

■ 市区町窓口の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中(したことがある、する予定) | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 240 | 91 | 165 | 85 | 16 |
| | % | 100.0 | 40.2 | 15.2 | 27.6 | 14.2 | 2.7 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 183 | 69 | 116 | 57 | 11 |
| | % | 100.0 | 42.0 | 15.8 | 26.6 | 13.1 | 2.5 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 57 | 22 | 49 | 28 | 5 |
| | % | 100.0 | 35.4 | 13.7 | 30.4 | 17.4 | 3.1 |

■ 県ひとり親家庭サポートセンター又は広島市母子家庭等就業・自立支援センターの認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中(したことがある、する予定) | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 116 | 137 | 191 | 121 | 32 |
| | % | 100.0 | 19.4 | 22.9 | 32.0 | 20.3 | 5.4 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 95 | 103 | 134 | 85 | 19 |
| | % | 100.0 | 21.8 | 23.6 | 30.7 | 19.5 | 4.4 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 21 | 34 | 57 | 36 | 13 |
| | % | 100.0 | 13.0 | 21.1 | 35.4 | 22.4 | 8.1 |

■ AIを活用したひとり親家庭相談システム (AIチャットボット) の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中(したことがある、する予定) | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 13 | 76 | 265 | 210 | 33 |
| | % | 100.0 | 2.2 | 12.7 | 44.4 | 35.2 | 5.5 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 9 | 58 | 196 | 151 | 22 |
| | % | 100.0 | 2.1 | 13.3 | 45.0 | 34.6 | 5.0 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 4 | 18 | 69 | 59 | 11 |
| | % | 100.0 | 2.5 | 11.2 | 42.9 | 36.6 | 6.8 |

2 公的制度の認知度と利用状況

■ 児童扶養手当の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中(したことがある、する予定) | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 570 | 7 | 12 | 2 | 6 |
| | % | 100.0 | 95.5 | 1.2 | 2.0 | 0.3 | 1.0 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 423 | 3 | 7 | 1 | 2 |
| | % | 100.0 | 97.0 | 0.7 | 1.6 | 0.2 | 0.5 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 147 | 4 | 5 | 1 | 4 |
| | % | 100.0 | 91.3 | 2.5 | 3.1 | 0.6 | 2.5 |

■ 高等職業訓練訓練促進給付金事業の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|------|
| | | | 利用中（したことがある、する予定） | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 48 | 168 | 210 | 122 | 49 |
| | % | 100.0 | 8.0 | 28.1 | 35.2 | 20.4 | 8.2 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 45 | 131 | 150 | 83 | 27 |
| | % | 100.0 | 10.3 | 30.0 | 34.4 | 19.0 | 6.2 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 3 | 37 | 60 | 39 | 22 |
| | % | 100.0 | 1.9 | 23.0 | 37.3 | 24.2 | 13.7 |

■ ひとり親家庭等日常生活支援事業の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中（したことがある、する予定） | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 597 | 22 | 143 | 232 | 158 | 42 |
| | % | 100.0 | 3.7 | 24.0 | 38.9 | 26.5 | 7.0 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 17 | 113 | 166 | 114 | 26 |
| | % | 100.0 | 3.9 | 25.9 | 38.1 | 26.1 | 6.0 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 5 | 30 | 66 | 44 | 16 |
| | % | 100.0 | 3.1 | 18.6 | 41.0 | 27.3 | 9.9 |

3 養育費の受給状況と取り決め状況

■ 養育費の受給状況

| | | 回答数 | 現在も受けている | 受けたことがあるが、現在は受けていない | 受けたことがない | 無回答 |
|------|----|-------|----------|---------------------|----------|-----|
| 全体 | 件数 | 568 | 161 | 54 | 340 | 13 |
| | % | 100.0 | 28.3 | 9.5 | 59.9 | 2.3 |
| 母子家庭 | 件数 | 421 | 148 | 48 | 218 | 7 |
| | % | 100.0 | 35.2 | 11.4 | 51.8 | 1.7 |
| 父子家庭 | 件数 | 147 | 13 | 6 | 122 | 6 |
| | % | 100.0 | 8.8 | 4.1 | 83.0 | 4.1 |

■ 養育費の取り決め状況

| | | 回答数 | 取り決めをしている | 取り決めをしていない | 無回答 |
|------|----|-------|-----------|------------|-----|
| 全体 | 件数 | 568 | 251 | 301 | 16 |
| | % | 100.0 | 44.2 | 53.0 | 2.8 |
| 母子家庭 | 件数 | 421 | 213 | 200 | 8 |
| | % | 100.0 | 50.6 | 47.5 | 1.9 |
| 父子家庭 | 件数 | 147 | 38 | 101 | 8 |
| | % | 100.0 | 25.9 | 68.7 | 5.4 |

■ 取り決めをしていない理由

| | | 回答数 | 相手に支払う意思・能力がないと思ったから | 相手と関わりたくないから | 取り決めの交渉をしたが、まとまらなかったから | 自分の収入等で経済的に問題ないから | その他（無回答含む） |
|------|----|-------|----------------------|--------------|------------------------|-------------------|------------|
| 全体 | 件数 | 301 | 126 | 86 | 22 | 16 | 51 |
| | % | 100.0 | 41.9 | 28.6 | 7.3 | 5.3 | 16.9 |
| 母子家庭 | 件数 | 200 | 81 | 61 | 19 | 5 | 34 |
| | % | 100.0 | 40.5 | 30.5 | 9.5 | 2.5 | 17.0 |
| 父子家庭 | 件数 | 101 | 45 | 25 | 3 | 11 | 17 |
| | % | 100.0 | 44.6 | 24.8 | 3.0 | 10.9 | 16.8 |

4 面会交流の実施状況取り決め状況と実施状況

■ 面会交流の実施状況

| | | 回答数 | 現在、面会交流を行つてている | 過去に面会交流を行ったことはあるが、現在は行っていない | 面会交流を行ったことがない | 無回答 |
|------|----|-------|----------------|-----------------------------|---------------|-----|
| 全体 | 件数 | 568 | 197 | 107 | 238 | 26 |
| | % | 100.0 | 34.7 | 18.8 | 41.9 | 4.6 |
| 母子家庭 | 件数 | 421 | 132 | 84 | 189 | 16 |
| | % | 100.0 | 31.4 | 20.0 | 44.9 | 3.8 |
| 父子家庭 | 件数 | 147 | 65 | 23 | 49 | 10 |
| | % | 100.0 | 44.2 | 15.6 | 33.3 | 6.8 |

■ 面会交流の取り決め状況

| | | 回答数 | 取り決めをしている | 取り決めをしていない | 無回答 |
|------|----|-------|-----------|------------|-----|
| 全体 | 件数 | 568 | 193 | 357 | 18 |
| | % | 100.0 | 34.0 | 62.9 | 3.2 |
| 母子家庭 | 件数 | 421 | 142 | 269 | 10 |
| | % | 100.0 | 33.7 | 63.9 | 2.4 |
| 父子家庭 | 件数 | 147 | 51 | 88 | 8 |
| | % | 100.0 | 34.7 | 59.9 | 5.4 |

■ 取り決めをしていない理由

| | | 回答数 | 相手と関わりたくないから | 取り決めをしなくても交流できるから | 相手が面会交流を希望していないから | 相手が養育費を支払わない又は支払えないから | 子供が会いたがらないから | 取り決めの交渉が煩わしいから | 面会交流をすることが子供のためにならないと思うから | その他(無回答含む) |
|------|----|-------|--------------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------|----------------|---------------------------|------------|
| 全体 | 件数 | 357 | 86 | 88 | 65 | 23 | 18 | 12 | 12 | 53 |
| | % | 100.0 | 24.1 | 24.6 | 18.2 | 6.4 | 5.0 | 3.4 | 3.4 | 14.8 |
| 母子家庭 | 件数 | 269 | 65 | 58 | 56 | 17 | 13 | 8 | 6 | 46 |
| | % | 100.0 | 24.2 | 21.6 | 20.8 | 6.3 | 4.8 | 3.0 | 2.2 | 17.1 |
| 父子家庭 | 件数 | 88 | 21 | 30 | 9 | 6 | 5 | 4 | 6 | 7 |
| | % | 100.0 | 23.9 | 34.1 | 10.2 | 6.8 | 5.7 | 4.5 | 6.8 | 8.0 |

5 就業状況

■ 雇用形態等

| | | 回答数 | 正規職員、自営業、家族従事者 | 派遣社員、パート・アルバイト等 | 不就業 | 無回答、その他 |
|------|----|-------|----------------|-----------------|-----|---------|
| 全体 | 件数 | 597 | 353 | 200 | 35 | 9 |
| | % | 100.0 | 59.1 | 33.5 | 5.9 | 1.5 |
| 母子家庭 | 件数 | 436 | 227 | 180 | 23 | 6 |
| | % | 100.0 | 52.1 | 41.3 | 5.3 | 1.4 |
| 父子家庭 | 件数 | 161 | 126 | 20 | 12 | 3 |
| | % | 100.0 | 78.3 | 12.4 | 7.5 | 1.9 |

■ 不就業中のひとり親の就職希望の有無

| | | 回答数 | 就職したい | | 就職は考えていらない | 無回答 |
|------|----|-------|-------|--------|------------|-----|
| | | | 求職中 | 求職中でない | | |
| 全体 | 件数 | 35 | 14 | 17 | 4 | 0 |
| | % | 100.0 | 40.0 | 48.6 | 11.4 | - |
| 母子家庭 | 件数 | 23 | 9 | 13 | 1 | 0 |
| | % | 100.0 | 39.1 | 56.5 | 4.3 | - |
| 父子家庭 | 件数 | 12 | 5 | 4 | 3 | 0 |
| | % | 100.0 | 41.7 | 33.3 | 25.0 | - |

■ 不就業中で就職希望があるが就職していない（できない）理由

| | | 回答数 | 病気（病弱）で働けない | その他 | 無回答 |
|------|----|-------|-------------|------|-----|
| 全体 | 件数 | 17 | 14 | 3 | 0 |
| | % | 100.0 | 82.4 | 17.6 | - |
| 母子家庭 | 件数 | 13 | 10 | 3 | 0 |
| | % | 100.0 | 76.9 | 23.1 | - |
| 父子家庭 | 件数 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| | % | 100.0 | 100.0 | - | - |

6 子供の学力・進路

■ 学力全般の状況（小学校、中学校、高等学校・高等専門学校）

| | | 回答数 | 良好・まあまあ良好 | 普通 | 遅れている・かなり遅れている | 把握していない | 無回答 |
|------|----|-------|-----------|------|----------------|---------|------|
| 全体 | 件数 | 744 | 227 | 200 | 153 | 4 | 160 |
| | % | 100.0 | 30.5 | 26.9 | 20.6 | 0.5 | 21.5 |
| 母子家庭 | 件数 | 516 | 156 | 132 | 111 | 4 | 113 |
| | % | 100.0 | 30.2 | 25.6 | 21.6 | 0.8 | 21.9 |
| 父子家庭 | 件数 | 228 | 71 | 68 | 42 | 0 | 47 |
| | % | 100.0 | 31.1 | 29.8 | 18.5 | - | 20.6 |

■ 子供に希望する進路（中学卒業後）

| | | 回答数 | 中学卒業後、就職 | 高校卒業後、就職 | 高校卒業後、進学 | 考えていない | 無回答 |
|------|----|-------|----------|----------|----------|--------|-----|
| 全体 | 件数 | 507 | 4 | 120 | 282 | 92 | 9 |
| | % | 100.0 | 0.8 | 23.7 | 55.6 | 18.1 | 1.8 |
| 母子家庭 | 件数 | 363 | 3 | 76 | 215 | 63 | 6 |
| | % | 100.0 | 0.8 | 20.9 | 59.2 | 17.4 | 1.7 |
| 父子家庭 | 件数 | 144 | 1 | 44 | 67 | 29 | 3 |
| | % | 100.0 | 0.7 | 30.6 | 46.5 | 20.1 | 2.1 |

■ 子供の進路について考え始めた時期

| | | 回答数 | 小学校低学年 | 小学校高学年 | 中1 | 中2 | 中3 | 高校・高専入学後 | 考えていない | 無回答 |
|------|----|-------|--------|--------|------|------|------|----------|--------|-----|
| 全体 | 件数 | 507 | 119 | 94 | 52 | 42 | 68 | 34 | 81 | 17 |
| | % | 100.0 | 23.5 | 18.5 | 10.3 | 8.3 | 13.4 | 6.7 | 16.0 | 3.4 |
| 母子家庭 | 件数 | 363 | 89 | 69 | 33 | 27 | 53 | 21 | 58 | 13 |
| | % | 100.0 | 24.5 | 19.0 | 9.1 | 7.4 | 14.6 | 5.8 | 16.0 | 3.6 |
| 父子家庭 | 件数 | 144 | 30 | 25 | 19 | 15 | 15 | 13 | 23 | 4 |
| | % | 100.0 | 20.8 | 17.4 | 13.2 | 10.4 | 10.4 | 9.0 | 16.0 | 2.8 |

■ 高等学校の修学支援制度の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中（したことがある、する予定） | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 507 | 247 | 9 | 227 | 6 | 18 |
| | % | 100.0 | 48.7 | 1.8 | 44.8 | 1.2 | 3.6 |
| 母子家庭 | 件数 | 363 | 185 | 6 | 155 | 5 | 12 |
| | % | 100.0 | 51.0 | 1.7 | 42.7 | 1.4 | 3.3 |
| 父子家庭 | 件数 | 144 | 62 | 3 | 72 | 1 | 6 |
| | % | 100.0 | 43.1 | 2.1 | 50.0 | 0.7 | 4.2 |

■ 大学（高等教育）の修学支援制度の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|------|
| | | | 利用中（したことがある、する予定） | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 507 | 104 | 33 | 313 | 24 | 33 |
| | % | 100.0 | 20.5 | 6.5 | 61.7 | 4.7 | 6.5 |
| 母子家庭 | 件数 | 363 | 87 | 23 | 223 | 15 | 15 |
| | % | 100.0 | 24.0 | 6.3 | 61.4 | 4.1 | 4.1 |
| 父子家庭 | 件数 | 144 | 17 | 10 | 90 | 9 | 18 |
| | % | 100.0 | 11.8 | 6.9 | 62.5 | 6.3 | 12.5 |

■ 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）の認知度と利用状況

| | | 回答数 | 知っている | | 知らない | | 無回答 |
|------|----|-------|-------------------|-------------------|----------|---------|-----|
| | | | 利用中（したことがある、する予定） | 利用したことがない、する予定がない | 今後、利用したい | 利用したくない | |
| 全体 | 件数 | 507 | 67 | 104 | 225 | 90 | 21 |
| | % | 100.0 | 13.2 | 20.5 | 44.4 | 17.8 | 4.1 |
| 母子家庭 | 件数 | 363 | 52 | 84 | 148 | 65 | 14 |
| | % | 100.0 | 14.3 | 23.1 | 40.8 | 17.9 | 3.9 |
| 父子家庭 | 件数 | 144 | 15 | 20 | 77 | 25 | 7 |
| | % | 100.0 | 10.4 | 13.9 | 53.5 | 17.4 | 4.9 |

「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」体系

領域I 子供たちの資質・能力の育成

柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
- (2) 家庭教育を支援する環境の整備
- 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成**

 - (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
 - (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
 - (3) キャリア教育の推進
 - (4) 学びのセーフティネットの構築
 - (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

領域II 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

柱1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

柱2 妊娠期からの見守り・支援の充実

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進
- (3) 周産期・小児医療体制の確保

柱3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

柱4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (1) 子育てを応援する職場環境の整備
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実
- (4) 共育ての推進

柱5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの推進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

領域III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

柱1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進
- (2) 市町の機能強化の支援
- (3) 県こども家庭センターの機能強化

柱2 社会的養育の充実・強化

- (1) 里親等委託の推進
- (2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等
- (3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

柱4 障害のある子供等への支援

- (1) 地域における重層的な支援体制の構築
- (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備
- (3) 教員の専門性の向上
- (4) 特別支援学校における教育の充実

「広島県ひとり親家庭等自立促進計画」 体系

1 ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実

2 ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

実線：位置づけている領域・柱
破線：関連が深い領域・柱

指標一覧

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 | |
|-------------------------|----------------------|---|------|--|--|
| | | | | 領域 I 子供たちの資質・能力の育成 | |
| 1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進 | (1) 乳幼児期の教育・保育の充実 | 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合 | — | 子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。 | |
| | (2) 家庭教育を支援する環境の整備 | 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】 | — | 子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。 | |
| 2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 | (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進 | 「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小学校） | — | 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るために、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | 「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（中学校） | — | 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るために、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | 「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（高等学校） | — | 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るために、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | 各高等学校で設定した育成すべき資質・能力を身に付けた生徒の割合 | — | 各高等学校において、「主体的な学び」を促す教育活動の実践を通して、生徒に主体的な学びの定着が図られることにより、各高等学校で設定した資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実 | 外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合 | — | 外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える生徒が増えることが、社会で活躍するために必要な資質・能力の育成につながると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校） | — | 認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | 不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校） | — | 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 | |
| | | 中途退学率（公立高等学校） | — | 学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 | |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 82.2% (R5) | 80.0% | 80.0% | — | — | — | 県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」 |
| 82.2% (R5) | 80.0% | 80.0% | — | — | — | 県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」 |
| 72.9% (R5) | 77.0% | 78.0% | 79.0% | 79.5% | 80.0% | 県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」 |
| 65.9% (R5) | 76.0% | 78.0% | 79.0% | 79.5% | 80.0% | 県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」 |
| 68.8% (R5) | 72.0% | 74.0% | 76.0% | 78.0% | 80.0% | 県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査 |
| 64.8% (R5) | 66.0% | 68.0% | 70.0% | 72.0% | 74.0% | 県教育委員会高校教育指導課調べ |
| 72.0% (R5) | 74.7% | — | — | — | — | 県教育委員会「広島県高等学校生徒質問紙・学校質問紙」調査 |
| 71.1% (R5) | 83.7% | — | — | — | — | 県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ |
| 56.3% (R5) | 53.3% | — | — | — | — | 県教育委員会個別最適な学び担当調べ |
| 1.2% (R5) | 0.8% | — | — | — | — | 県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------|--------------------|--|------|--|
| | | | | 指標の設定趣旨 |
| 領域 I 子供たちの資質・能力の育成 | | | | |
| 2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成 | (3) キャリア教育の推進 | 将来の夢や目標を持っていると肯定的に回答した生徒の割合（高等学校） | — | 生徒が、学ぶことと自己の将来のつながりを見通しながら、自身の職業意識や自らの生き方等について主体的に考えることが、社会的・職業的自立につながるとして、指標として設定した。 |
| | | 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（小学校） | — | 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒数が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（中学校） | — | 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒数が減少することが、児童生徒への基礎的な学力の定着につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】 | — | 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくり等を進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 中途退学率（公立高等学校）【再掲】 | — | 学校の指導力・支援力向上により、中途退学者を減らしていくことが、全ての生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | (4) 学びのセーフティネットの構築 | 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】 | — | 子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。 |
| | | 県内児童（小学6年生）の朝食欠食率 | — | 幼少期から規則正しい食事、睡眠をとる習慣を身に付けることが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 県内児童（小学6年生）で毎日、同じくらいの時刻に寝ている割合 | — | 幼少期から規則正しい食事、睡眠をとる習慣を身に付けることが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための生活習慣の確立につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年男子） | — | 生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツが「やや嫌い」「嫌い」と答える生徒の割合（公立中学校第2学年女子） | — | 生徒の運動やスポーツ嫌いを減少させ、運動習慣の確立を図ることが、生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 72.0% (R5) | 75.0% | 76.0% | 77.0% | 78.0% | 79.0% | 県教育委員会高校教育指導課調べ |
| 13.8% (R5) | 11.0% | 11.0% | 10.5% | 10.0% | 10.0% | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 |
| 22.2% (R5) | 15.5% | 14.0% | 13.0% | 12.0% | 10.0% | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 |
| 56.3% (R5) | 53.3% | — | — | — | — | 県教育委員会個別最適な学び担当調べ |
| 1.2% (R5) | 0.8% | — | — | — | — | 県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ |
| 82.2% (R5) | 80.0% | 80.0% | — | — | — | 県教育委員会「乳幼児期の教育・保育の充実に関する調査」 |
| 6.4% (R6) | 6.1% | 5.8% | 5.5% | 5.2% | 4.9% | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 |
| 83.6% (R6) | 83.8% | 84.2% | 84.7% | 85.3% | 85.7% | 文部科学省「全国学力・学習状況調査」 |
| 9.8% (R5) | 5.0% | — | — | — | — | スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」 |
| 21.4% (R5) | 10.0% | — | — | — | — | スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|---|
| 領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成 | | | | |
| 2 社会で活躍するためには必要な資質・能力の育成 | (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立 | — | 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合 | 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」を通して、子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する人の割合 | う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 12歳児でう蝕がない人の割合 | う蝕がない人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 12歳児で歯肉に炎症を有する人の割合 | 歯肉に炎症を有する人の割合が減少することが、子供たちが社会で活躍するための資質・能力を育むための基盤となる生活習慣の確立につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | |
| 1 就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備 | (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり | 希望の子供数を持っていない人の割合 | — | 県民の結婚、妊娠、出産の希望の実現を阻む様々な課題への総合的な対策を実施することが、希望の子供数を持つことにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 行政が行う妊娠・出産、子育て支援に係る経済的支援の認知率 | 若い世代が将来のライフデザインを描けるよう、結婚や妊娠・出産、子育てなどのライフステージに応じた各種の経済的支援制度を見える化を行うため、各種制度の認知率を参考指標として設定した。 |
| | | — | 男性の育児休業取得率 | 男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (2) 結婚を希望する人への支援 | 結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合 | — | 支援制度の周知や、様々な体験の機会を提供することが、結婚や子育てにポジティブなイメージを持つことにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | こいのわ出会いサポートセンター会員数 | こいのわ出会いサポートセンターは、多様な主体による出会いの場の創出を支援する取組を行っており、その活用を促進することが、結婚を望む若者の希望の実現の後押しとなると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (3) 不妊治療等支援体制の充実 | 不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率 | — | 不妊検査・不妊治療の助成事業を知ってもらうことが、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を開始する後押しとなり、また、経済的負担を理由に治療を断念したり選択肢を狭めたりすることなく不妊治療を継続することにもつながると考えられることから、指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 12. 4回 (R5) | 現在の高水準を維持する | 現在の高水準を維持する | 現在の高水準を維持する | 現在の高水準を維持する | 現在の高水準を維持する | 広島県「広島県県民健康意識調査」 |
| 2. 7% (R3) | — | — | — | — | 0% | 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」 |
| 77. 4% (R4) | — | — | — | — | 90%以上 | 文部科学省「学校保健統計調査」 |
| 2. 8% (R4) | — | — | — | — | 1%以下 | 文部科学省「学校保健統計調査」 |
| 31. 1% (R5) | 31. 1% | 31. 1% | 30. 0% | 29. 0% | 28. 0% | 広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」 |
| 72. 7% (R5) | 72. 7% | 72. 7% | 72. 7% | 75. 0% | 80. 0% | 広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」 |
| 46. 2% (R5) | 50. 0% | 57. 0% | 64. 0% | 71. 0% | 78. 0% | 広島県「広島県職場環境実態調査」 |
| — | 令和7年度調査予定 | 調査結果を踏まえ設定 | 調査結果を踏まえ設定 | 調査結果を踏まえ設定 | 調査結果を踏まえ設定 | 県子供未来応援課調べ |
| 16, 950人 (R5) | 17, 973人 | 18, 484人 | 18, 995人 | 19, 507人 | 20, 018人 | 県子供未来応援課調べ |
| 68. 9% (R5) | 68. 9% | 68. 9% | 70. 0% | 75. 0% | 80. 0% | 広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------------------|---|---|---|
| | | | | | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | | |
| 2 妊娠期からの見守り・支援の充実 | (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり | 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合 | — | — | ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定した。 |
| | | — | 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど何らかの解決方法を知っている者の割合 | — | 子育て家庭が自分の住む地域でいつでも相談でき、必要な情報や解決に向けた支援を受けることができる環境が、子育て家庭の不安解消につながると考えられることから参考指標として設定した。 |
| | | — | ひろしまネウボラの基本型を実施している市町数 | — | ネウボラの基本型を実施している市町が増えることにより、安心して、妊娠、出産、子育てができる者が増加することにつながると考えられることから参考指標として設定した。 |
| | (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進 | 安心して妊娠、出産、子育てができると思う者の割合【再掲】 | — | — | ひろしまネウボラや予防的支援の取組によって、子育て家庭が多面的に見守られ、支援が必要な場合は、速やかに適切な支援につなげられることが、安心して妊娠、出産、子育てができると思うことにつながることから、指標として設定した。 |
| | | — | 産婦健康診査(1回目)受診率 | — | すべての産婦が産婦健康診査を受診することで、フォローが必要な産婦を抽出し、早期に必要な支援を行うことにより、安心して妊娠、出産ができると思うことにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた者の割合 | — | 不安の高まりやすい産後に、助産師・保健師等によるケアを十分に受けることができることにより、安心した子育てにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 新生児聴覚スクリーニング検査で要精密となった児の精密検査受診率 | — | 要精密となった児が精密検査を受診し、医療機関や関係機関に確実につながることで、早期に適切な支援を受けられると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (3) 周産期・小児医療体制の確保 | 周産期死亡率 (出産1,000対) | — | — | 周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下で維持することが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 小児死亡率(15歳未満) (小児人口1,000対) | — | — | 周産期死亡率を現状値未満、小児死亡率を全国平均値以下で維持することが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | | データ出典 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|---------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | | |
| 72.5% (R5) | 74.0% | 76.0% | 78.0% | 80.0% | 82.0% | 県子供未来応援課調べ | |
| 71.0% (R5) | 72.0% | 74.0% | 76.0% | 78.0% | 80.0% | 厚生労働省「健やか親子21(第2次)」 | |
| 17市町 (R5) | 20市町 | 22市町 | 22市町 | 22市町 | 23市町 | 県子供未来応援課調べ | |
| 72.5% (R5) | 74.0% | 76.0% | 78.0% | 80.0% | 82.0% | 県子供未来応援課調べ | |
| 91.1% (R5) | 92.0% | 94.0% | 96.0% | 98.0% | 100% | 県子供未来応援課調べ | |
| 84.1% (R5) | 85.5% | 87.0% | 88.5% | 90.0% | 92.0% | 厚生労働省「健やか親子21(第2次)」 | |
| 95.0% (R4) | 96.0% | 97.0% | 98.0% | 99.0% | 100% | こども家庭庁「母子保健事業の実施状況等について」 | |
| 3.2 (全国3.3) (R元-R5) | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 直近5年間での平均値が現状値未満 | 厚生労働省「人口動態調査」 |
| 0.16 (全国0.18) (R元-R5) | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 直近5年間での平均値を全国平均値以下で維持 | 厚生労働省「人口動態調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|-------------------|---|---|---|
| | | | | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | |
| 3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実 | (1) 子供の心のケアの充実 | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学校5年生） | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学校2年生） | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 「こころのライン相談@広島県」の若年層（40歳未満）相談件数 | 子供・若者がこころの相談窓口とつながっていることが、一人で悩みを抱え込まない環境整備につながる事から、参考指標として設定した。 |
| | | — | いじめの解消率（公立小・中・高・特別支援学校）【再掲】 | 認知したいじめについて、早期に対応し、確実に解消につなげていくことが、児童生徒が安全・安心に学ぶことのできる学校環境の確保につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (2) 子供の性被害への対策の充実 | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学校5年生）【再掲】 | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学校2年生）【再掲】 | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 子供の性被害者数（児童買春・児童ポルノ禁止法事犯・児童福祉法による淫行させる行為、青少年健全育成条例による淫行・わいせつ行為の計） | 子供や保護者が性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ力を身に付けること等により、子供の性被害者数の減少を図ることが重要であるため、参考指標として設定した。 |
| | | — | 「性被害ワンストップセンターひろしま」を知っている人の割合 | 早期の被害の軽減・回復につながるよう、被害を抱え込まずに相談できる組織があることを事前に知っておくことが必要と考えられるため、参考指標として設定した。 |
| | (3) 不登校の子供への支援 | 不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）【再掲】 | — | 近年、不登校児童生徒の割合が上昇傾向にある中、在籍学級以外の居場所づくりなどを進め、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにしていくことが、全ての児童生徒の能力と可能性を最大限高め、社会的自立や社会参加の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | (4) ヤングケアラーへの支援 | ヤングケアラーについて知っている人の割合 | — | ヤングケアラーは表出化しづらい特徴があることから、地域等の中で「気づき」・「寄り添い」・「支える」ことにつながるには、まずは、関係者をはじめとしたすべての人にヤングケアラーの認知や理解が広がることが必要であると考えられるため、指標として設定した。 |
| | | — | ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数） | ヤングケアラーの早期発見と適切な支援には、身近な市町域ごとに、理解促進と支援の仕組づくりが展開されることが必要かつ重要であると考えられるため、参考指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|-------------------|------------|------------|-----------------|-------------|-------------|--------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 4. 8% (R5) | — | — | — | 2. 4% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 7. 3% (R5) | — | — | — | 3. 6% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 1, 921人/年 (R3) | — | — | 3, 700人 以上/年 | — | — | 県疾病対策課調べ |
| 71. 1% (R5) | 83. 7% | — | — | — | — | 県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ |
| 4. 8% (R5) | — | — | — | 2. 4% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 7. 3% (R5) | — | — | — | 3. 6% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 84人 (R5) | 前年比減 | 前年比減 | 前年比減 | 前年比減 | 前年比減 | 県警察本部「犯罪統計」 |
| 13. 7% (R5) | 15. 0% | 16. 0% | 17. 0% | 18. 0% | 19. 0% | 県県民活動課調べ |
| 56. 3% (R5) | 53. 3% | — | — | — | — | 県教育委員会個別最適な学び担当調べ |
| 37. 0% (R6) | 44. 0% | 50. 0% | 57. 0% | 63. 0% | 70. 0% | 県地域共生社会推進課調べ |
| 13市町 (R5) | 17市町 | 20市町 | 23市町 | 23市町 | 23市町 | 県地域共生社会推進課調べ |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|-------------------------|--|--|------|--|
| | | | | 参考指標 | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | | |
| 3 子供の悩みに対する支援・居場所の充実 | (5) ひきこもり支援等の充実 | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）【再掲】 | — | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）【再掲】 | — | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 若者交流館利用者の就職等決定者数 | — | 若年無業者（ニート）の職業的自立に向けて、本人やその家族へ支援を行い、就職に結びつくことが、若年無業者（ニート）の職業的自立につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (6) 子供の居場所づくりの推進 | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（小学5年生）【再掲】 | — | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 悩み事があるとき、だれにも相談できない、相談したくないと回答した子供の割合（中学2年生）【再掲】 | — | — | 困りごとや悩みごとがあるとき、相談できる相手がいることや相談先を知っていることが、子供たちの孤独や不安を解消し、安心して暮らせる社会の実現につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 地域における子供の居場所の数（子供の居場所となることを目にして創られた場所の数） | — | 子供・若者の多様なニーズに応じた多様な居場所が創られることが、子供たちの安心感や、不安や悩みを抱えた際の生きやすさにつながると考えらえることから参考指標として設定した。 |
| 4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備 | (1) 子育てを応援する職場環境の整備 | 男性の育児休業取得率 | — | — | 男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 保育所の待機児童数（4/1時点） | — | — | 保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保 | 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合【再掲】 | — | — | 子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定した。 |
| | | — | 就業保育士数 | — | 就業保育士数が増えることが、保育所の待機児童数の減少につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 認定こども園の設置数 | — | 認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化によらずに柔軟に子供を受け入れる施設であり、認定こども園が増えることで保護者が安心して子育てができるいると実感することができると考えられることから、参考指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 4. 8% (R5) | — | — | — | 2. 4% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 7. 3% (R5) | — | — | — | 3. 6% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 176人 (R5) | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 160人 | 県雇用労働政策課調べ |
| 4. 8% (R5) | — | — | — | 2. 4% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 7. 3% (R5) | — | — | — | 3. 6% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| — | 令和7年度 調査予定 | 調査結果を 踏まえ設定 | 調査結果を 踏まえ設定 | 調査結果を 踏まえ設定 | 調査結果を 踏まえ設定 | 県子供未来応援課調べ |
| 46. 2% (R5) | 50. 0% | 57. 0% | 64. 0% | 71. 0% | 78. 0% | 広島県「広島県職場 環境実態調査」 |
| 0人 (R6) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 厚生労働省「保育所 等利用待機児童数調 査」 |
| 82. 2% (R5) | 80. 0% | 80. 0% | — | — | — | 県教育委員会「乳幼 児期の教育・保育の 充実に関する調査」 |
| 14,580人 (R5. 10) | 14,576人 | 14,349人 | 14,193人 | 14,017人 | 13,879人 | 厚生労働省「社会福 祉施設等調査」 |
| 263施設 (R6) | 279施設 | 295施設 | 302施設 | 304施設 | 307施設 | 内閣府「認定こども 園に関する調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|---------------------|--|---|------|--|
| | | | | 参考指標 | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | | |
| 4 多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備 | (3) 放課後児童クラブの充実 | 放課後児童クラブの低学年待機児童数（10/1 時点） | — | — | 放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができることにつながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 放課後児童支援員認定資格研修受講者数（単年） | — | 放課後児童支援員認定資格研修受講者が増加することが、放課後児童支援員の有資格率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (4) 共育ての推進 | 家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価） | — | — | 家庭内の状況は様々であり、夫婦が互いに納得して家事・育児の分担をすることが重要であるため、パートナーからの評価での「家事・育児を頑張っている男性の割合」が上昇することが、女性の負担軽減や「共育て」の意識の定着状況を表すと考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 男性の家事・育児関連時間 ※社会生活基本調査のうち、「6歳未満の子供がいる世帯」で「子供と夫婦からなる世帯」 | — | 男性の家事・育児関連時間の増加が、「共育て」の定着につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 協力し合って家事・育児をしている割合 ※乳幼児健診問診票のうち「お子さんのお母さんとお父さん（パートナー）は協力し合って家事・育児をしていますか」で「そう思う」の割合（R6 から新設） | — | 家事・育児の協力している割合が高いほど、「共育て」が定着している状況にあると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| 5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保 | (1) みんなで子育て応援の推進 | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 地域子育て支援拠点数 | — | 地域子育て支援拠点の施設数が増えることで、育児相談や親子の交流、子育てに関する情報提供が活発となり子育ての孤立化や育児不安が解消されると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | イクちゃんサービス登録店舗数 | — | イクちゃんサービスの登録店舗数が増加することにより、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | イクちゃんサービス認知度 | — | イクちゃんサービスの認知度が高まることにより、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感する子育て家庭が増えることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | Kids☆めるまが会員数 | — | Kids☆めるまが会員数が増加することにより、子供と子育てにやさしい環境が充実してきたと実感する子育て家庭が増えることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 21人 (R6) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 厚生労働省「放課後児童健全育成事業調査」 |
| 391人 (R5) | 394人 | 394人 | 394人 | 394人 | 394人 | 県安心保育推進課調べ |
| 43.1% (R5) | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 65.0% | 70.0% | 広島県「少子化対策・子育て支援に関する調査」 |
| 101分/日 (R3調査) | — | 150分/日 (R8調査) | — | — | 200分/日 (R13調査) | 総務省「社会生活基本調査」 |
| R6 県内実績が判明次第記載 (R7秋頃予定) | R6 全国実績を踏まえて設定 (R8.1頃予定) | 乳幼児健診問診票 |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 176 (R5) | 180 | 182 | 183 | 184 | 185 | 広島県「市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査」 |
| 6,757店舗 (R5) | 6,957店舗 | 7,057店舗 | 7,157店舗 | 7,257店舗 | 7,357店舗 | 県子供未来応援課調べ |
| 65.1% (R5) | 66.0% | 67.0% | 68.0% | 69.0% | 70.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 53,865名 (R5) | 61,366名 | 65,117名 | 68,868名 | 72,618名 | 76,369名 | 県子供未来応援課調べ |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|-------------------------|--|----------------------------|------|--|
| | | | | 参考指標 | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | | |
| 5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保 | (2) 子育て住環境の整備 | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 子育てスマイルマンションの供給戸数(累計) | — | 子育てスマイルマンションの供給戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数(累計) | — | 県営住宅における新婚・子育て世帯優先入居戸数が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — | 低床バス導入率 | — | 低床バスの導入が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進 | — | 旅客施設のバリアフリー化率 | — | 旅客施設のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | うち鉄軌道駅のバリアフリー化率 | — | 鉄軌道駅のバリアフリー化が進むことで、子育て家庭の移動上の利便性及び安全性の向上につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 都市公園の園路・広場のバリアフリー化率 | — | 都市公園の園路・広場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 都市公園の便所のバリアフリー化率 | — | 都市公園の便所のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 都市公園の駐車場のバリアフリー化率 | — | 都市公園の駐車場のバリアフリー化率が増加することが、子育て家庭が、子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | — | 望まない受動喫煙の機会を有する人の割合の減少 | — | 平成30(2018)年7月に「健康増進法」が改正され、受動喫煙防止対策が強化された。本県においても子供を守る観点から学校や児童福祉施設等に上乗せ規制を実施したことから、この指標が子供と子育てにやさしい生活環境が充実してきたと実感することにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|----------------|------------|------------|------------|-------------|---------------------------|-------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 2,805戸 (R5) | 3,120戸 | 3,240戸 | 3,360戸 | 3,480戸 | 3,500戸 | 県住宅課調べ |
| 513戸 (R5) | 553戸 | 573戸 | 593戸 | 613戸 | 633戸 | 県住宅課調べ |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 94.0% (R4) | 98.5% | 100% | 100% | 100% | 100% | 中国運輸局調べ |
| 87.6% (R4) | 96.9% | 100% | 100% | 100% | 100% | 中国運輸局調べ |
| 86.8% (R4) | 96.7% | 100% | 100% | 100% | 100% | 国土交通省「都道府県別駅のバリアフリー化状況」 |
| 48.5% (R4) | 49.1% | 49.4% | 49.6% | 49.8% | 50.0% | 国土交通省「都市公園等整備現況調査」 |
| 27.9% (R4) | 28.8% | 29.1% | 29.4% | 29.7% | 30.0% | 国土交通省「都市公園等整備現況調査」 |
| 54.5% (R4) | 60.3% | 62.2% | 64.1% | 66.1% | 68.0% | 国土交通省「都市公園等整備現況調査」 |
| 29.5% (R5) | — | — | — | — | 望まない受動喫煙のない社会の実現 (R17) | 広島県「広島県県民健康意識調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------------------|----------------------|--|------|---|---|
| | | | | | |
| 領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり | | | | | |
| 5 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保 | (4) 子供の防災の取組の推進 | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率 | — | — | 災害の状況に応じて、幼児児童生徒が主体的に行動する避難訓練の実施率が増加することが、子供たちが災害の危険に際して主体的に判断し、適切に行動する力を身につけることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進 | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 刑法犯認知件数(全体) | — | — | 子供を取り巻く社会において「犯罪のないまちづくり」の取組が行われ、子供や保護者、その他県民が被害者となる犯罪が減少し、県民生活の安全が確保されることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | 刑法犯少年の再犯者率(触法少年を含む) | — | — | 次代を担う少年の健全育成のためには、非行等を犯した少年に対する立ち直り支援による再非行防止が重要であることから、参考指標として設定した。 |
| | (6) 子供の交通安全の取組の推進 | フィルタリング利用率(スマートフォン) | — | — | 子供がインターネットを適正に利用し、SNS等に起因するトラブルや被害に遭わないために、有害情報の閲覧等を防止するためのフィルタリングの利用は有効な手段であることから、参考指標として設定した。 |
| | | 地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合【再掲】 | — | — | 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 交通事故死者数(全体) | — | — | 交通事故死者数(全体)の減少は、子育て世代が地域の中で落ち着いた気持ちで過ごせると感じる割合に結び付くものと考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | 交通事故重傷者数(全体) | — | — | 交通事故重傷者数(全体)の減少は、子育て世代が地域の中で落ち着いた気持ちで過ごせると感じる割合に結び付くものと考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | 子供(18歳以下)が関係する交通事故重傷者数 | — | — | 子供(18歳以下)が関係する交通事故重傷者数の減少が、交通事故から自分自身を守ることができる力を身につけた結果の指標と考えられることから、これを設定した。 |
| | | 子供(18歳以下)が関係する交通事故発生件数 | — | — | 子供(18歳以下)が関係する交通事故発生件数の減少が、交通事故から自分自身を守ることができる力を身につけた結果の指標と考えられることから、これを設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------------|---|---|---|---|---|--------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 97.0% (R5) | 100% | — | — | — | — | 県教育委員会豊かな心と身体育成課調べ |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 14,188件 (R5) | 次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7末策定期定予定)の指標に準じて設定 | 次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7末策定期定予定)の指標に準じて設定 | 次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7末策定期定予定)の指標に準じて設定 | 次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7末策定期定予定)の指標に準じて設定 | 次期「減らそう犯罪」ひろしまアクション・プラン(R7末策定期定予定)の指標に準じて設定 | 県警察本部「犯罪統計」 |
| 20.7% (R2-R5平均値) | R2～R6平均値を踏まえて設定 | R2～R6平均値を踏まえて設定 | R2～R6平均値を踏まえて設定 | R2～R6平均値を踏まえて設定 | R2～R6平均値を踏まえて設定 | 県警察本部「少年補導」 |
| 30.5% (R5) | 34.5% | 38.5% | 42.5% | 46.5% | 50.0% | 県県民活動課調べ |
| 76.3% (R5) | 77.5% | 78.7% | 80.0% | 80.0% | 80.0% | 県子供未来応援課調べ |
| 78人 (R5) | 60人以下 | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 県警察本部「交通事故統計」 |
| 826人 (R5) | 700人以下 | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 第12次交通安全計画に基づく、次期県警策定期画に基づく | 県警察本部「交通事故統計」 |
| 72人 (R5) | 70人以下 | 70人以下 | 70人以下 | 70人以下 | 70人以下 | 県警察本部交通部交通安全企画課調べ |
| 477件 (R5) | 400件以下 | 400件以下 | 400件以下 | 400件以下 | 400件以下 | 県警察本部交通部交通安全企画課調べ |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------|---------------------|---|------|--|
| | | | | |
| III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援 | | | | |
| 1 児童虐待防止対策の充実 | (1) 児童虐待防止に向けた理解の促進 | 体罰等によらない子育てをしている親の割合 | — | 体罰等によらない子育てをしている親の割合が増加することは、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす行為に対する理解が深まっていることを表し、こうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合 | — | 支援対象者の課題の解決のための支援方針となるサポートプランが作成され、それに沿って支援されているということは、支援対象者に関わる関係者が支援内容等を共有し、効果的な支援を実施していると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 全ての子どもや妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行う市町こども家庭センターの設置市町数 | — | 市町こども家庭センターの設置が増えることが、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の強化につながると考えられることから参考指標として設定した。 |
| | (2) 市町の機能強化の支援 | 県内で児童虐待により死亡した子供の人数 | — | 今後も児童虐待の通告・相談件数が増加することが見込まれる中、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応によって、虐待死を発生させないことが重要と考えられるため、指標として設定した。 |
| | | 児童虐待により長期の親子分離が必要なケース | — | 長期の親子分離を必要とするケースの減少は、児童虐待の早期発見・早期対応や親子関係の再構築によって、虐待の重症化の防止が図られていることを表すと考えられるため、指標として設定した。 |
| | | 開放的環境による保護が適当な子供のための一時保護専用施設の設置か所数（定員） | — | 一時保護専用施設の設置か所数（定員）が増加することが、安全確保の必要性が低い子供が、開放的な環境において保護を受けることができることにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | (3) 県こども家庭センターの機能強化 | 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率 | — | 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加することは、家庭と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 認定・登録里親数およびファミリーホーム設置個所数 | — | 認定・登録里親数およびファミリーホーム設置個所数が増えれば、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| | | 里親マッチング率（里親委託児童数／里親数） | — | 里親数の増加とともに、マッチング率を上げることが、里親への委託率の上昇につながると考えられることから、参考指標として設定した。 |
| 2 社会的養育の充実・強化 | (1) 里親等委託の推進 | 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合 | — | 施設入所児童のうち、地域小規模児童養護施設で生活する子供の割合が増えることが、社会的養護が必要な子供ができるだけ家庭養育に近い環境で、安心して生活することにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進 | — | 社会的養護のもとで生活する子供の高校卒業後の進学率を、県平均の水準に近づけることは、個々の状況に応じた支援によって、一般家庭で養育されている子供と同様に、希望する進路を選べる状態になっていると考えられることから、指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|----------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 82.6% (R2~R5平均) | 84.2% | 84.9% | 85.7% | 86.5% | 87.3% | 厚生労働省「母子保健課調査」 |
| 令和7(2025)年 6月調査予定 | 調査結果を 踏まえ設定 | 前年比増 | 前年比増 | 前年比増 | 100% | 県こども家庭課調べ |
| 16市町 (R6) | 19市町 | 21市町 | 23市町 | 23市町 | 23市町 | 県こども家庭課調べ |
| 0人 (R5) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 県こども家庭課調べ |
| 69件 (R2~R5平均) | 65件 | 63件 | 61件 | 59件 | 57件 | 県こども家庭課調べ |
| 2か所 (12人) (R6) | 2か所 (12人) | 2か所 (12人) | 4か所 (24人) | 4か所 (24人) | 4か所 (24人) | 県こども家庭課調べ |
| 20.0% (R5) | 23.2% | 25.7% | 28.3% | 31.6% | 37.0% | 厚生労働省「福祉行政報告例」 |
| 302世帯 6か所 (R5) | 332世帯 6か所 | 347世帯 7か所 | 362世帯 7か所 | 377世帯 8か所 | 393世帯 9か所 | 厚生労働省「福祉行政報告例」 |
| 35.1% (R5) | 36.4% | 36.9% | 39.5% | 41.6% | 44.3% | 厚生労働省「福祉行政報告例」 |
| 14.5% (R5) | 15.2% | 19.2% | 24.8% | 28.8 | 38.8% | 県こども家庭課調べ |
| 53.1% (R5) | 58.1% | 60.6% | 63.2% | 65.8% | 68.4% | 厚生労働省「社会的 養護の現況に関する 調査」 |

| 施策の柱 | | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------|----------------|------|-------------------------|--------------------------------|--|
| III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援 | | | | | |
| 2 | 社会的養育の充実・強化 | (3) | 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進 | — | 児童養護施設や里親の居宅における児童自立生活援助事業の実施状況 |
| 3 | ひとり親家庭の自立支援の推進 | (1) | ひとり親家庭の子育てと生活支援の充実 | 養育費を受け取っている人の割合 | — |
| | | | | 面会交流を実施している人の割合 | — |
| | | | | — | 県内市町の母子・父子自立支援員が対応した就労や養育費等の生活一般にかかる相談件数 |
| | | | | — | 広島県ひとり親家庭サポートセンターにおける養育費・面会交流取り決め相談の解決件数 |
| | | | | — | 年収が中央値の1/2未満のひとり親世帯の割合 |
| | | (2) | ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実 | — | 子育てに関して頼れる相手のいないひとり親家庭の親の割合 |
| | | | | ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後） | — |
| | | | | — | ひとり親家庭の子供に対する学習支援に取り組む市町数 |
| | | | | — | ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | | | — | 県内多くの市町で学習支援等の取組がひろがっていくことで、ひとり親家庭の子供が、自らの希望する進路に向けて意欲的に取り組むことができるようになると考えられることから、指標として設定した。 |
| 4 | 障害のある子供等への支援 | (1) | 地域における重層的な支援体制の構築 | 在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数 | — |
| | | | | 発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数 | — |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|--|------------|------------|------------|--------------------------------------|-------------|-------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 8人 (R6) | 18人 | 22人 | 26人 | 30人 | 34人 | 県こども家庭課調べ |
| 28.3% (R6) | — | — | — | — | 39.9% | 広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」 |
| 34.7% (R6) | — | — | — | — | 49.8% | 広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」 |
| 6,846件 (R5) | 7,243件 | 7,440件 | 7,637件 | 7,834件 | 8,031件 | 県こども家庭課調べ |
| 90件 (R5) | 110件 | 120件 | 130件 | 140件 | 150件 | 県こども家庭課調べ |
| 小5の子供のいる世帯:47.6% 中2の子供のいる世帯:46.9% (R5) | — | — | — | 小5の子供のいる世帯:37.0% 中2の子供のいる世帯:36.4% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 小5の保護者:5.1% 中2の保護者:10.0% (R5) | — | — | — | 小5の保護者:3.9% 中2の保護者:6.7% | — | 広島県「子供の生活に関する実態調査」 |
| 80.6% (R2~R6平均) | 81.3% | 82.0% | 82.6% | 83.3% | 84.0% | 広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」 |
| 6市 (R5) | 7市町 | 10市町 | 14市町 | 18市町 | 23市町 | 県こども家庭課調べ |
| 67人 (R5) | 87人 | 88人 | 89人 | 90人 | 91人 | 県障害者支援課調べ |
| 8市町 (R5) | 11市町 | 14市町 | 17市町 | 20市町 | 23市町 | 県障害者支援課調べ |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | 指標の設定趣旨 |
|-------------------------|--------------------------|---|------|--|
| | | | | |
| III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援 | | | | |
| 4 障害のある子供等への支援 | (1) 地域における重層的な支援体制の構築 | 児童発達支援センターの設置市町数 | — | 児童発達支援センターが設置されることが、障害児及びその家族が身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けられることにつながることから、参考指標として設定した。 |
| | | 発達障害の初診待機時間が1か月以上かつ、待機期間中に必要な支援につながっていない方の人数（推計値） | — | 発達障害に係る3か月以上の初診待機者が減少することは、発達障害の早期把握、早期支援を推進するため、各地域で相互補完の理念に基づく多職種連携支援が構築されていることの成果であると考えられる。また、待機期間が2～3か月を超えると、「長すぎる」と感じる保護者の割合が大幅に増加することから、参考指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画作成率（公立幼稚園等） | — | 個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画作成率（公立小学校） | — | 個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画作成率（公立中学校） | — | 個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 | 個別の教育支援計画作成率（公立高等学校） | — | 個別の教育支援計画の作成率を100%で維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画活用率（公立小学校） | — | 個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられるることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画活用率（公立中学校） | — | 個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられるることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の教育支援計画活用率（公立高等学校） | — | 個別の教育支援計画の活用率が上昇することが、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制の整備につながると考えられるることから、指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 12市町 (R5) | 17市町 | 22市町 | 22市町 | 22市町 | 22市町 | 県障害者支援課調べ |
| 950人 (R5) | 760人 | 570人 | 380人 | 190人 | 0人 | 県障害者支援課調べ |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 99.2% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 97.0% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 83.1% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |

| 施策の柱 | 構成要素 | 成果指標 | 参考指標 | | 指標の設定趣旨 |
|--------------------------------|-----------------------------|--|------|---|--|
| | | | | | |
| III 配慮が必要な子供たちとその家族への支援 | | | | | |
| 4 障害のある子供等への支援 | (2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備 | 個別の指導計画作成率 (公立幼稚園等) | — | — | 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の指導計画作成率 (公立小学校) | — | — | 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の指導計画作成率 (公立中学校) | — | — | 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | | 個別の指導計画作成率 (公立高等学校) | — | — | 個別の指導計画の作成率100%を維持することが、生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることにつながると考えられることから、指標として設定した。 |
| | (3) 教員の専門性の向上 | 特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校通級による指導の担当教員） | — | — | 教員の特別支援教育に関する専門性を高めることができ、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。 |
| | | 特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校特別支援学級担任） | — | — | 教員の特別支援教育に関する専門性を高めることができ、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。 |
| | | 特別支援学校教諭免許状保有率 (特別支援学校教員) | — | — | 教員の特別支援教育に関する専門性を高めることができ、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握することにつながると考えられることから、専門性を客観的に評価する指標として設定した。 |
| | (4) 特別支援学校における教育の充実 | 特別支援学校高等部（本科）における就職希望者の内、就職した者の割合 | — | — | 特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することができ、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定した。 |
| | | — 就職希望者のうち、卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得した者の割合 | — | — | 卒業までに特別支援学校技能検定1級を取得することができ、就職後においてもあきらめず、チャレンジする力を育むことにつながると考えられることから、参考指標として設定した。 |

| プラン策定時 | 目標数値 | | | | | データ出典 |
|---------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------------------------------|
| | 令和7(2025)年 | 令和8(2026)年 | 令和9(2027)年 | 令和10(2028)年 | 令和11(2029)年 | |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援教育体制整備状況等調査」 |
| 48.4% (R5) | 88.0% | 92.0% | 96.0% | 100% | — | 文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」 |
| 27.4% (R5) | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | — | 文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」 |
| 86.4% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査」 |
| 100% (R5) | 100% | 100% | 100% | 100% | — | 文部科学省「学校基本調査」 |
| 71.7% (R5) | 79.0% | 86.0% | 93.0% | 100% | — | 県教育委員会特別支援教育課調べ |

広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和6年3月現在

| 所属団体・役職 | 氏名 | 審議会 | 計画部会 |
|---------------------------------|--------|-----|------|
| 広島大学 名誉教授 | 朝倉 淳 | | 一 |
| 広島県PTA連合会 副会長 | 生田 真紀 | | |
| 広島大学 副学長(ダイバーシティ担当) | 石田 洋子 | 会長 | 部会長 |
| 比治山大学現代文化学部 准教授 | 大里 弘美 | | |
| 一般社団法人広島県医師会 常任理事 | 大田 敏之 | | |
| 広島県市長会 府中市長 | 小野 申人 | | 一 |
| 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 代表理事 | 片元 彰 | | 一 |
| 広島県国公立幼稚園・こども園連盟 会長 | 木村 みゆき | | 一 |
| 特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事 | 新谷 耕平 | | 一 |
| 広島県児童養護施設協議会 副会長 | 高井 竜司 | | |
| 広島県町村会 海田町長 | 竹野内 啓佑 | | 一 |
| 広島都市学園大学子ども教育学科 教授 | 竹林地 毅 | | |
| 広島県商工会連合会 事務局長 | 遠山 哲美 | | 一 |
| 福山市立大学教育学部 | 野口 啓示 | | 一 |
| 安田女子短期大学保育科 教授 | 橋本 信子 | | 一 |
| 国際医療福祉大学看護学科 教授 | 日高 陵好 | | 一 |
| 広島県学童保育連絡協議会 児童館館長 | 平松 ゆう子 | | |
| 広島県保育連盟連合会 副会長 | 三須 朋子 | | |
| 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部副支部長 | 山竹 紀子 | | |
| 広島県高等学校長協会 会長 | 山田 哲也 | | |
| 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長 | 山中 隆司 | | |
| 家庭教育支援チーム「くすのき」 代表 | 米田 珠美 | | 一 |

(計 22 名、50 音順、敬称略)

広島県子ども・子育て審議会 委員名簿

令和6年8月現在

| 所属団体・役職 | 氏名 | 審議会 | 計画部会 |
|---------------------------------|--------|-----|------|
| 広島大学 名誉教授 | 朝倉 淳 | | 一 |
| 広島県PTA連合会 副会長 | 生田 真紀 | | |
| 一般社団法人広島県医師会 常任理事 | 石川 暢恒 | | |
| 広島大学 副学長(ダイバーシティ担当) | 石田 洋子 | 会長 | 部会長 |
| 比治山大学現代文化学部 准教授 | 大里 弘美 | | |
| 広島県市長会 府中市長 | 小野 申人 | | 一 |
| 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン中国支部 代表理事 | 片元 彰 | | 一 |
| 広島県国公立幼稚園・こども園連盟 会長 | 木村 みゆき | | 一 |
| 特定非営利活動法人全国認定こども園協会 理事 | 新谷 耕平 | | 一 |
| 広島県児童養護施設協議会 副会長 | 高井 竜司 | | |
| 広島都市学園大学子ども教育学科 教授 | 竹林地 毅 | | |
| 広島県商工会連合会 事務局長 | 遠山 哲美 | | 一 |
| 福山市立大学教育学部 | 野口 啓示 | | 一 |
| 安田女子短期大学保育科 教授 | 橋本 信子 | | 一 |
| 国際医療福祉大学看護学科 教授 | 日高 陵好 | | 一 |
| 広島県学童保育連絡協議会 児童館館長 | 平松 ゆう子 | | |
| 広島県保育連盟連合会 副会長 | 三須 朋子 | | |
| 広島県町村会 北広島町長 | 箕野 博司 | | 一 |
| 広島県高等学校長協会 会長 | 山垣内 雅彦 | | |
| 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 広島市安佐北区支部副支部長 | 山竹 紀子 | | |
| 公益財団法人広島県私立幼稚園連盟 理事長 | 山中 隆司 | | |
| 家庭教育支援チーム「くすのき」 代表 | 米田 珠美 | | 一 |

(計 22 名、50 音順、敬称略)

広島県子ども・子育て審議会の審議日程

| 区分 | 開催日 | 主な内容 |
|-------------|---------------|---------------------|
| 審議会 R5 第1回 | 令和6年3月 27 日 | ・策定の方向性 ・計画部会の設置 |
| 計画部会 R5 第1回 | 令和6年3月 27 日 | ・部会長代理の選任 ・計画部会の進め方 |
| 計画部会 R6 第1回 | 令和6年8月 1日 | 骨子案の審議 |
| 審議会 R6 第1回 | 令和6年8月9日 | 骨子案の審議 |
| 計画部会 R6 第2回 | 令和6年 11月 7日 | 素案の審議 |
| 審議会 R6 第2回 | 令和6年 11月 14 日 | 素案の審議 |

県民意見募集（パブリックコメント）の実施

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| ①実施期間 | 令和7年1月 30 日～2月 28 日 |
| ②公表場所 | 県庁行政情報コーナー、県庁健康福祉局子供未来応援課、県の各厚生環境事務所・支所（厚生課・厚生保健課） 県ホームページ |
| ③募集した意見 | 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」（仮称）素案について |
| ④意見の提出方法 | 郵便、ファックス、電子メール |
| ⑤募集意見の件数 | 234 件（68 名） |

広島県議会での審議

| 日程 | 委員会名 | 内容 |
|--------------|---------------------------|---------------------------------|
| 令和6年4月 19 日 | 生活福祉保健委員会 | 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の策定方針について |
| 令和6年5月 17 日 | 人口減少対策・こども政策推進特別委員会 | 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の策定方針について |
| 令和6年9月 12 日 | 生活福祉保健委員会 | 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について |
| 令和6年10月 23 日 | 人口減少対策・こども政策推進特別委員会 | 次期「ひろしま子供の未来応援プラン」の骨子案について |
| 令和6年12月 13 日 | 生活福祉保健委員会 | 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について |
| 令和7年1月 29 日 | 人口減少対策・こども政策推進特別委員会 | 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について |
| 令和7年2月 17 日 | 人口減少対策・こども政策推進特別委員会（集中審議） | 「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン（仮称）」の素案について |

用語解説

あ

- ▶ **ICT (アイシーティー)**
情報通信技術。Information and Communication Technology の略。

愛着

養育者と子の間の根本的、基本的な絆。

アセスメント

利用者の能力や抱える問題を見極め、問題に関する情報を収集し、状況分析・問題解決をするための方向性を見出すこと。

「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プラン

子供が育つ環境に関わらず、県内全ての乳幼児に、質の高い教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が培われるよう、「オール広島県」で取り組むための本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を示すとともに、県の施策の方向性と取組内容を具体化したもの（平成29（2017）年2月策定、令和4年3月に第2期プランを策定）。

アドボケイト

権利表明が困難な子供や高齢者、障害者等、自らの権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人に代わり、その権利を代弁・擁護すること（あるいは、代弁・擁護する者）

い

▶ 育児休業取得率

原則1歳に満たない子を養育している従業員のうち、育児休業を取得した人の割合。

▶ イクちゃんネット

妊娠・出産・子育てに関する行政上の手続、急なケガや事故・病気等のいざというときの対応、親子で参加できるイベント情報、子育て家庭がうれしいサービスを提供する店舗等、子育てに関する様々な情報を掲載したポータルサイト。

▶ 5つの力

本県の乳幼児期の子供たちに、主体的な遊びや生活を通して育みたい力のこと。

〔「感じる・気付く力」、「うごく力」、「考える力」、「やりぬく力」、「人とかかわる力」〕

▶ 医療型短期入所

自宅において重症心身障害児等の介護を行う者が、病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害児等を病院等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援。

▶ 医療的ケア

障害児等が生きていくために、学校や在宅等で日常的に行われる人工呼吸器の管理、たんの吸引等の医療行為。

う

▶ う蝕

いわゆる「虫歯」のこと。

え

▶ AI (エーアイ)

コンピュータがデータを分析し、推論（知識を基に、新しい結論を得ること）や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習（情報から将来使えそうな知識を見つけること）等を行う、人間の知的能力を模倣する技術。Artificial Intelligence（人工知能）の略。

▶ ADHD (エーディーエイチディー)

注意欠陥多動性障害。注意持続の欠如もしくは、その子供の年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴。Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。

▶ SNS (エスエヌエス)

登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイト。Social Networking Service の略。

▶ NICU (エヌアイシーユー)

新生児集中治療室（低体重児や先天的に重篤な疾患がある新生児に対応するための設備と医療スタッフを備えた集中治療室）。Neonatal Intensive Care Unit の略。

▶ 園・所等

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・保育所（保育所型認定こども園含む）・幼保連携型認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）・認可外保育施設等。

▶ 延長保育

保育所、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、引き続き保育を実施する事業。

お

▶ オトモポリス

犯罪発生情報や不審者情報、交通事故発生情報や特殊詐欺関連情報をお知らせするほか、防犯ブザー機能や現在地送信機能等の防犯に関する機能を備えた広島県警察が運用するアプリ。

正式名称は、広島県警察安全安心アプリ「オトモポリス」。

▶ オレンジ（子供の権利）ノート

児童養護施設に入所する児童等に配付して、自らの権利が守られることや、困った時には助けを求めることができることなどを説明するための冊子。

▶ 「親の力」をまなびあう学習プログラム

広島県が開発した家庭の教育力向上を目的とした参加体験型の学習プログラム（通称「親プロ」）。

か

▶ 学齢期

学校に就学して教育を受けることが適切であるとされる時期。満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から9年間（満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）。

▶ 家庭支援事業

子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充するため、令和6年4月から新たに市町村の事業として創設された、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」に既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業。

▶ 家庭養育優先原則

子供の養育に当たっては、養育者に対する安全かつ継続的な愛着心という子供の基本的なニーズを満たすことの重要性等から、集団養育よりも家庭における養育を優先するという原則。

国及び地方公共団体は、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、保護者を支援することを原則とした上で、養子縁組や里親委託等、できる限り家庭における養育環境と同様の環境を提供するよう、それも適当でない場合には子供ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じることが、平成28（2016）年児童福祉法の改正により示された。

▶ カリキュラム・マネジメント

各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき、教育課程を編成し、それを実施・評価し、改善していくこと。

き

▶ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

▶ 休日夜間急患センター

休日・夜間における比較的軽症な救急患者のために市町が設置している医療施設。

▶ 救命救急センター

重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として知事が指定する医療施設。県内では8施設が指定されている。

▶ 協働的な学び

子供一人一人のよい点や可能性を生かし、子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働して行う学び。

く

▶ グローバル・マインド

地球規模の広い視野で情報を捉え、文化や価値観の違いを認識し、自分自身の信念や価値観を明確にしながら、多様な人と協働できる価値観。

け

▶ **刑法犯認知件数**

刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く）及び暴力行為等処罰二関スル法律等に規定する罪について、警察が、その発生を認知した事件の数。

▶ **県こども家庭センター**

児童相談所、知的障害者更生相談所、女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の機能を統合した、子供と家庭に関する県の相談支援機関。県内に3か所（西部、東部、北部）設置。

こ

▶ **こいのわボランティア**

広島県が認定する結婚支援ボランティア。

▶ **こいのわ出会いサポートセンター**

結婚を希望する若者を支援するため、広島県が支援する公益財団法人ひろしまこども夢財団が運営する結婚支援センター。

▶ **合計特殊出生率**

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子供の数に相当する。

▶ **校内教育支援センター**

(スペシャルサポートルーム)

不登校等の児童生徒が落ち着いて、自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の空き教室等を活用して設置した部屋。

▶ **子育て応援イクちゃんサービス**

企業や店舗等が、授乳室やおむつ替えスペース、子供向け食事メニュー等、子供や子育て家庭、妊婦向けに提供するサービス。親子で出かけやすい環境づくりを目指して、県と公益財団法人ひろしまこども夢財団が普及を図っている。

▶ **子育てスマイルマンション認定制度**

マンションの住戸内・共用部等の「ハード仕様」、子育て支援サービス提供等の「ソフト支援」、便利な「立地環境」について、子育てしやすさに配慮したマンションを、広島県が認定し、情報発信する制度。

▶ **(都道府県) こども計画**

こども基本法の第10条第1項により、都道府県が定めるよう努めるものとされている計画。都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県における子供施策についての計画を定めるよう努めるものとされている。

▶ **子供、児童、若者**

子供、児童や若者の定義は法律や事業によって異なる場合があるが、こども基本法においては「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、これは、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）から、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と、子供が若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、「概ね30歳未満」を目安としている。

▶ **(都道府県) 子ども・子育て支援事業支援計画**

子ども・子育て支援法の第62条第1項により、都道府県が定める計画。都道府県は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとされている。

▶ **子供食堂**

地域のボランティアが子供たちに対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんを提供する取組（子供に限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）

▶ **こども大綱**

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため策定された計画であり、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子供に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもの。

▶ こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

全ての子どもの育てを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付。

▶ こどもまんなか

すべての子供や若者たちが幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今とこれからにとって最も良いことは何かを考え、社会全体で支えていくこと。

▶ 子ども・若者支援協議会

不登校、ひきこもり、ニート、非行等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等に対し、適切に組み合わせた支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法に基づき地方公共団体が設置する、関係機関等による協議会。広島県では、県の協議会を設置している。

▶ 個別最適な学び

子供の学習進度や興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することにより、子供が自ら調整しながら学習を進めていく学び。

▶ 個別の教育支援計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒について、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図るための長期的な視点に立って作成する計画。本人や保護者の願い、長期の支援目標、支援を行う関係機関等を記載する。

▶ 個別の指導計画

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の指導を行うために作成する詳細な計画。個別の教育支援計画に比べ短期的な計画であり、実態把握で分かったこと、学習面や生活面での指導目標、手立て、評価等を記載する。

さ

▶ 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子供等に、愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型がある。

▶ 里親支援センター

里親のリクルート、研修、児童とのマッチング、委託中における養育への支援及び委託措置解除後の支援といった、里親支援事業を行うほか、里親と養育される児童並びに里親になろうとする者について、相談その他の援助を行う施設。

▶ 産後ケア

退院直後の母子に対して、産後も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行うこと。産後に心身の不調や育児不安がある人、家族等から十分な家事、育児等の支援が受けられない方及び新生児等を対象に、宿泊、デイサービス、アウトリーチ等により市町が提供するサービス。

▶ 産婦健康診査

出産後の母親に対し、産後2週頃と4週頃の計2回行う健康診査。産後は身体的・精神的に不安定であり、心身の状況及び精神状況のアセスメントを行うことで、早期支援につなげることを目的とする。

し

▶ 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第9条第1項により、都道府県が策定することができる計画。都道府県は行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子供の養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

▶ 自然保育

保育者による個々の子供の状況や発達過程を踏まえた適切な環境づくりや支援のもと、さまざまな自然体験活動を通して、子供たちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育等。幼稚園や保育所の多くでは、以前から、自然環境を活用した体験活動を日々の教育や保育に取り入れる取組が行われており、近年では、自然との触れ合いを大切にする「森のようちえん」と呼ばれる取組も広がっている。

▶ 児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域の子供たちが元気に安心して暮らせるように、子供たちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

▶ 児童家庭支援センター

児童に関する相談のうち、専門的な知識や技術が必要な相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童やその家庭への指導・援助を総合的に行うほか、市町への技術的助言等を行う相談支援機関。

▶ 児童虐待の通告義務

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない義務。すべての人に通告義務がある。

▶ 児童自立支援施設

不良行為や、家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童を入所させて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援するとともに、退所した者に対し相談やその他の援助を行う施設。

▶ 児童自立生活援助事業

義務教育終了後、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、共同生活を営む住居等において、社会的自立の促進のため、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う事業。住居等としては、自立援助ホームのほか、児童養護施設や里親の居宅等がある。

▶ 児童心理司

児童相談所に配置が義務づけられている児童心理の専門職。子供、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子供、保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもしれないと思った時等に、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。

▶ 児童発達支援センター

通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な支援施設。

▶ 児童福祉司

児童相談所に配置が義務づけられている児童福祉の専門職。子供、保護者等から子供の福祉に関する相談に応じるとともに、必要な調査、社会診断、支援・指導、関係調整等を行う。

▶ 児童福祉審議会

児童福祉等に関する事項を調査審議するため、都道府県が設置する附属機関（市町村も設置可能）。本県では、広島県社会福祉審議会児童福祉分科会が該当する。

▶ 児童扶養手当

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子・父子家庭等に対する手当制度。

▶ 児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童、環境上養護が必要な児童を入所させて、養護するとともに、退所した者に対し相談や自立のための援助を行う施設。

▶ 姉妹校等交流

姉妹校提携を結んでいる海外の学校やそれに準ずる学校と交流を行うこと。海外姉妹校の生徒を広島に招いたり、修学旅行や留学等で海外姉妹校を訪問するなどの交流を行っている。

▶ 市町こども家庭センター

市町が設置する児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児および幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う施設。

▶ 社会的養育

社会が子供の養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方に基づき、全ての子供を対象として支援を行う考え方を表したもの。「社会的養護」のみならず、市町が行う地域子育て支援拠点事業等の地域における子育て支援施策全般も含まれる。

▶ 社会的養護

保護者のない子供や、保護者に監護させることが適当でない子供を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

▶ 社会的養護経験者等

里親等や施設への委託・措置を解除された者やそれ以外の者で児童自立生活援助事業が必要な者、そして、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等。

▶ 社会的養護自立支援拠点事業所

社会的養護経験者等が相互の交流を行い、情報の提供、相談、助言、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業所。

▶ 周産期

妊娠後期（妊娠 22 週）から新生児早期（生後 7 日未満）の期間。

▶ 周産期母子医療センター

周産期に係る高度な医療を対象とした医療施設で高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターと比較的高度な周産期医療を行うことのできる地域周産期母子医療センターとがある。

▶ 主体的な学び

学習者基点の能動的な深い学び

▶ 受動喫煙

本人は喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうこと。

▶ 少年サポートセンター

少年の非行防止や立ち直り支援等に関し、関係機関・団体と連携した活動を行う拠点として、少年に関する相談への対応や各種体験活動・学習支援等を行う機関。

▶ 情報リテラシー

情報化社会で情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力。

▶ ショートステイ

保護者が 疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業（原則として 7 日以内）。

▶ ジョブサポートティーチャー

就職支援教員。県内特別支援学校の就職支援の取組の一環として、次の業務を行う者。

- ① 就業体験や・職場実習の受入先・求人企業 の開拓
- ② ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等、関係機関との連携
- ③ 担任・進路指導主事等との連携
- ④ 校内研修会等の講師
- ⑤ 生徒への面接指導
- ⑥ 就業体験・職場体験における生徒の支援

▶ 自立援助ホーム

児童自立生活援助事業のひとつで、里親等や施設への委託・措置を解除された者等に対し、社会的自立を促進するため、これらの者が共同生活を営む住居。

す

▶ スーパーバイザー

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理又は福祉の専門性を有する人材に対して、より高度な専門性からの助言や支援を行う人材。

▶ スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見、早期解決のため、公立学校において教育相談等を行う臨床心理士等の専門家。

▶ スクールサポーター

生徒指導上の課題を抱える学校に赴き、児童生徒の問題行動に対する指導・助言や相談対応、学校周辺での街頭指導活動の少年健全育成活動を行う県の会計年度任用職員。

▶ スクールソーシャルワーカー

生活環境に課題のある家庭の保護者等に対する効果的な支援を図るため、公立学校に配置する社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家。

せ**▶ 性被害ワンストップセンターひろしま**

性犯罪・性暴力被害者に対し、ワンストップの支援を実施することを目的に県が設置する相談窓口。

▶ 全国学力・学習状況調査

全国の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象として、国が平成19（2007）年度から実施している調査。教科に関する調査（国語、算数・数学等）と生活習慣・学習環境等に関する質問紙調査がある。

そ**▶ ゾーン30**

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策。

▶ ゾーン30プラス

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる更新を図るため、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図る生活道路対策。

た**▶ 待機児童**

保育の必要性が認定され、認可保育所等の利用申し込みがなされているが、利用していない児童。ただし、特定の保育所等を希望するなど私的な理由により待機している場合等は除く。

▶ 体罰

身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）。ただし、罰を与えることを目的としない、子供を保護するための行為（道に飛び出しそうな子供の手をつかむなど）や、第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為（他の子供に暴力を振るうのを制止するなど）等は、体罰には該当しない。

▶ 多文化共生

国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

▶ 探究的な学び

子供自身が自分で問い合わせを設定し、その問題を解決するために情報を収集・分析し、意見を交換したり協働したりしながら進めていく学び。

ち**▶ 地域子育て支援拠点**

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所等、様々な場所で、行政やNPO法人等が担い手となっている。

▶ 地域子ども・子育て支援事業

市町が地域の子育て家庭に対して、身近な場所に集いの場を提供し、子育て相談をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図るための事業。

つ**▶ 通級による指導**

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態。

て**▶ DX（ディーエックス）**

デジタルトランスフォーメーション。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

▶ 低出生体重児

出生時の体重が2,500g未満の児のこと。

▶ DV（ディーブイ）

配偶者からの暴力（身体に対する暴力、精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）。Domestic Violenceの略。※配偶者には、婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含む。また、元配偶者等も含む。

▶ デジタライゼーション

IoTの進化によって、生活の中ではあらゆるモノやコト、ビジネス面では商品やサービス、それらを企画・開発・製造する工程や販売、流通やマーケティング、さらには消費者の体験、これらのバリューチェーンの隅々にまでデジタルを適用すること。

▶ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の総称。

と

▶ 特別支援学級

特別支援学校の対象児童生徒等の障害の程度には至らない障害のある子供の教育のため、小・中学校等に設置できる学級。

▶ 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

▶ 特別支援学校技能検定

特別支援学校高等部に通う知的障害のある生徒の就労を支援するため、学校や関係企業団体と連携して広島県が開発した認定資格に基づく検定。清掃、接客、パソコン、流通・物流、食品加工の5分野で実施。

▶ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

▶ 特別養子縁組

子供の福祉の増進を図るために、養子となる子供の実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。

▶ 共育て

家庭内で夫婦（パートナー同士）が協力し合って家事、育児に取り組むこと。

に

▶ 二次保健医療圏

地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要とされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のうち、保健医療の基本的単位のこと。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」がある。

▶ 乳児院

乳児を入院させて、これを養育するとともに、退院した者に対し相談その他の援助を行う施設。

▶ 乳幼児期

乳児期と幼児期を合わせた時期（乳児…満1歳未満の者、幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者）。

▶ 乳幼児教育支援センター

平成30（2018）年4月に広島県教育委員会事務局内に設置された「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点となる部署。

▶ 乳幼児健康診査

市町が、乳幼児の健康状態や発達状況を確認するために行う健康診査。1歳6か月児及び3歳児を対象とした健康診査は法律で定められており、法定健診ともいう。

▶ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、就学前の子供に幼児教育・保育を一体的に提供し、併せて地域の子育て支援も行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4種類があり、幼保連携型は平成27（2015）年4月から「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として新たに位置づけられた。

▶ 妊孕性

妊娠するために必要な能力のことであり、生殖器や性機能等、男女両方に関わる。

の

▶ ノンステップバス

車いす利用者や高齢者等の利用を容易にするため、地面から床面までの高さを概ね30cm以下とし、乗降口に段差をなくしたバス。

は

▶ パーマネンシー保障

親による養育が困難な場合、子供の成長のために、特別養子縁組等により、永続的な養育者と養育環境を保障しようとする考え方。

▶ ハイリスク妊娠・分娩

母体又は胎児・新生児におけるリスクの高い妊娠及び分娩。

▶ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

▶ バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

ひ

▶ PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

生産技術における品質管理等の継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

▶ 病児保育

地域の児童を対象に、その児童が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が保育する事業及び保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かる事業。

▶ 広島県新生児・小児聴覚検査フォローアップセンター

新生児聴覚検査の結果等について、システムを活用して関係機関と共有・連携を行い、対象者に確実なフォローを行う。また、新生児聴覚検査に関する普及啓発等も行っている。

▶ 広島県性と健康の相談センター

成育基本方針に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導、プレコンセプションケアの実施等、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行っている。

▶ 広島県地域医療支援センター

都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられており、広島県では、（公財）広島県地域保健医療推進機構内に設置されている。（県委託事業）臨床研修医の確保、県内外医師への就業あっせん、過疎地域における県育成医師の配置調整、女性医師の職場環境の向上支援等、医師の確保と定着促進に係る各種取組を進めている。

▶ 広島県不妊専門相談センター

広島県性と健康の相談センターの一部であり、不妊や不育に悩む者等を対象に、不妊・不育に関する相談指導、不妊治療等に関する情報提供を行っている。

▶ 広島県保育士人材バンク

保育士の保育所等への就業を支援するために、県が運営する無料職業紹介所。

▶ 広島県学びの基盤に関する調査

学力に大きな課題がある児童の減少を目指し、小学校低学年段階からの学習のつまずきの要因を把握するため、小学校第2学年を調査対象として開発した、教科の学習の基盤となる「言葉、語彙」、「数、形、量」、「思考力、推論力」に関する調査。

▶ ひろしま自然保育認証制度

自然体験活動を計画的・継続的に取り入れて、教育・保育を行っている団体を、県独自の基準により認証する制度（幼稚園、保育所、認定こども園のほか、認可外保育施設等も、認証の対象）。

▶ ひろしまネウボラ

子育ての安心感を醸成するため、すべての子育て家庭を対象に、傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い、子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら、リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。

▶ 「ひろしまユニコーン10」プロジェクト

広島から、ユニコーン企業のように、企業価値が高く急成長する企業を10年間で10社創出することを目標とした広島県の取組のこと。

※ユニコーン企業とは、創業10年以内で企業価値10億ドル以上の非上場のベンチャー企業。

ふ

▶ ファシリテート

人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう、集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していくこと。

▶ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

▶ ファミリー・ホーム

保護者のない子供又は保護者に監護させることが不適当であると認められる子供を、里親や児童養護施設職員等の経験豊かな養育者の家庭に迎え入れ、子供の自立を支援する事業（または、その事業をおこなう住居）。子供の定員は6人まで、養育者には資格要件がある。

▶ フィルタリング

一般的な意味では「ろ過」することだが、コンピュータやWeb等インターネットの世界では「情報ろ過」を指す。情報ろ過としては、未成年者に対する成人サイトや有害情報サイト等からの保護等が代表的な例であり、携帯電話事業者等から有害サイトへのアクセスを制限するサービスが提供されている。

▶ フォスタリング

里親の広報、リクルートやアセスメント、里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、子供を委託中の里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子供にとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

▶ フリースクール

主に不登校等の児童生徒を対象として、相談や学習機会、安心して過ごせる居場所の提供等を行う、民間施設やNPO等。

▶ プレコンセプションケア

女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康教育を促す取組のこと。

ほ

▶ 放課後子供教室

地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業。

▶ 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。放課後児童健全育成事業として実施される。

▶ 放課後児童支援員

放課後児童クラブにおいて、子供の健康管理、安全確保、自主性、社会性、創造性を培う遊びや体験活動等、放課後児童クラブに通う子供への育成・支援を行う者。保育士や社会福祉士等の資格を持ち、都道府県等が指定した「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者でなければならない。

▶ 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる女子とその者が監護する児童を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援し、あわせて退所した者に対し相談や援助を行う施設。

▶ 母子父子寡婦福祉資金

母子・父子家庭等の修学資金・就学支度資金等の資金需要に対する貸付制度。

▶ 母子・父子自立支援員

ひとり親や寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う者。

▶ ポピュレーションアプローチ

「集団全体への働きかけ」であり、母子保健・子育て支援分野においては全ての子育て家庭を対象とした予防的支援（働きかけ）。

ま

▶ 学びの変革

知識ベースの学びに加え、「知識を活用し、協働して新たな価値を生み出せるか」を重視した「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動。

▶ 学びのセーフティネット

家庭の経済的事情等に関わらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高められる教育を実現することを目的として実施される方策・制度。

▶ マネジメントサイクル

児童生徒の体力等を分析した上で、実態に応じた目標設定及び取組方針を策定するとともに、その成果を評価・検証し、次に生かすなど、「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」による仮説・検証型プロセスを循環させるフレームワーク。

み

▶ 民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねている。

め

▶ 面会交流

離婚後に子供が非同居親と行う面会。

よ

▶ 養育費

離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用。

▶ 幼児教育アドバイザー

乳幼児教育支援センター等に配置され、園・所等を訪問して、その専門的な知識・技術に基づき乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等の支援に従事する専門職員。

▶ 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月から開始された、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの全ての子供たち、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供たちの利用料が無償となる制度。

▶ 要保護児童対策地域協議会（要対協）

市町等の地方公共団体が設置して、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童等に関する情報交換や支援を行うための協議会。平成16（2004）年児童福祉法改正で、法的に位置づけられた。

▶ 幼保小連携・接続

園・所等での育ちと学びを小学校の学びにつなぐ教育活動を実践するために、園・所等と小学校が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見直して、子供の育ちと学びを連続させていくこと。

ら

▶ ライフデザイン

自分が「将来どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、自分の生き方の構想を描くこと。

り

▶ リクルート

人員の募集。求人。

▶ リトルベビーハンドブック

小さく生まれた赤ちゃんとその家族のための母子健康手帳のサブブックとして、広島県が作成したもの。

※本県における子供の表記について

原則「子供」と表記しているが、法律や全国一律の制度等に「こども」「子ども」が使用されている場合はそのとおりに表記している。